

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月24日
【事業年度】	第51期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社ノジマ
【英訳名】	Nojima Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 野島 廣司
【本店の所在の場所】	神奈川県相模原市中央区横山一丁目1番1号 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号 クイーンズスクエア横浜タワーB 26階
【電話番号】	050(3116)1212（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼代表執行役専務 三枝 達実
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第47期 平成21年3月	第48期 平成22年3月	第49期 平成23年3月	第50期 平成24年3月	第51期 平成25年3月
売上高 (千円)	138,880,740	166,941,615	213,500,608	211,051,815	199,976,283
経常利益 (千円)	3,717,347	5,794,592	7,270,515	3,262,734	3,482,893
当期純利益 (千円)	2,624,980	4,629,564	3,708,983	2,119,689	1,848,108
包括利益 (千円)	-	-	3,701,366	2,136,977	1,859,929
純資産額 (千円)	13,563,662	17,218,520	20,678,820	22,405,886	24,088,940
総資産額 (千円)	47,450,175	59,836,194	64,054,529	65,688,941	70,631,460
1株当たり純資産額 (円)	690.05	919.57	1,098.65	1,171.62	1,254.23
1株当たり当期純利益金額 (円)	131.91	243.41	198.16	111.81	96.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	240.58	196.32	111.02	96.49
自己資本比率 (%)	28.6	28.7	32.2	34.0	33.9
自己資本利益率 (%)	21.0	30.1	19.6	9.9	8.0
株価収益率 (倍)	2.7	3.3	3.2	5.4	6.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,801,460	5,146,148	905,893	5,063,961	8,032,222
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,243,763	2,107,626	2,917,726	5,049,826	7,799,009
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	868,745	1,100,556	1,389,795	203,405	1,122,797
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	5,014,685	6,943,445	3,541,816	3,759,357	5,115,368
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (名)	854 (1,561)	935 (1,993)	1,145 (2,650)	1,414 (2,857)	1,648 (2,431)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第50期及び第51期の1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数及び期中平均株式数に従業員持株E S O P信託口(以下「E S O P信託口」という。)が所有する当社株式を含めております。
3. 第47期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第48期及び第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用し、遡及処理しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第47期 平成21年3月	第48期 平成22年3月	第49期 平成23年3月	第50期 平成24年3月	第51期 平成25年3月
売上高 (千円)	89,096,397	117,902,406	157,930,829	179,579,611	196,341,669
経常利益 (千円)	1,741,977	3,800,167	4,761,908	3,028,254	3,305,013
当期純利益 (千円)	1,455,846	3,713,879	2,597,172	7,046,495	1,744,818
資本金 (千円)	4,323,175	4,323,175	4,323,175	4,323,175	4,323,175
発行済株式総数 (株)	20,462,408	20,462,408	20,462,408	20,462,408	20,462,408
純資産額 (千円)	10,675,014	13,403,525	15,752,013	22,405,886	23,722,967
総資産額 (千円)	38,823,646	48,943,619	52,578,634	65,688,940	69,685,696
1株当たり純資産額 (円)	543.37	715.45	836.09	1,171.62	1,235.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中 間配当額) (円)	15.00 (6.00)	15.00 (7.00)	18.00 (8.00)	20.00 (10.00)	20.00 (10.00)
1株当たり当期純利 益金額 (円)	73.16	195.27	138.76	371.69	91.54
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金 額 (円)	-	193.00	137.47	369.05	91.10
自己資本比率 (%)	27.5	27.3	29.8	34.0	33.8
自己資本利益率 (%)	14.3	30.9	17.9	37.1	7.6
株価収益率 (倍)	4.9	4.1	4.5	1.6	6.5
配当性向 (%)	20.5	7.7	13.0	5.4	21.8
従業員数 (外、平均臨時雇用 者数) (名)	582 (953)	643 (1,446)	819 (1,800)	1,414 (2,344)	1,584 (2,356)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第50期及び第51期の1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数及び期中平均株式数にESOP信託口が所有する当社株式を含めております。
3. 第47期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第48期及び第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用し、遡及処理しております。
5. 平成20年10月1日付の㈱イーネット・ジャパンとの合併により、第47期の純資産額、総資産額等が増加しております。
6. 平成23年10月1日付のソロン㈱との合併により、第50期の純資産額、総資産額等が増加しております。
7. 第47期の1株当たり配当額には創業50周年記念配当3円を含んでおります。
8. 第48期及び第49期の1株当たり配当額には普通配当増配による3円を含んでおります。

2【沿革】

年月	事項
昭和34年8月	野島絹代が電化製品の販売を目的として、野島電気工業社を神奈川県相模原市に創設
昭和37年4月	有限会社野島電気商会を設立
昭和57年6月	株式会社野島電気商会に組織変更
平成3年4月	株式会社ノジマに商号変更
平成6年4月	C Dソフト等アミューズメント・ソフト専門販売の子会社、株式会社映音やを神奈川県相模原市に 資本金10,000千円で設立
平成6年6月	神奈川県相模原市横山一丁目1番1号に本店移転
平成6年12月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成7年5月	顧客の満足度を更に高め、併せて店舗の生産性向上を目指すため、電気製品等の修理業務を担当す る子会社株式会社ドクター・ケイを資本金10,000千円で、神奈川県相模原市に設立
平成7年6月	通信機器販売の子会社、株式会社テレマックスを神奈川県相模原市に資本金30,000千円で設立
平成10年2月	P C販売会社株式会社コンプジャパンを神奈川県相模原市に資本金10,000千円で設立
平成10年4月	グループ事業再編のため、株式会社ドクター・ケイ（家電製品の修理業務）は株式会社ノジマホー ムサービスに営業の全部を譲渡し休眠
平成11年12月	休眠中の株式会社ドクター・ケイは、商号を株式会社デジタル・ルネッサンスに変更、後記営業譲 渡の受皿会社となる
平成12年1月	株式会社ドーは中古商品の買取及び販売業務に係る営業の全部を、株式会社デジタル・ルネッサ ンスに譲渡し、会社を解散
平成12年2月	通信機器の卸売、並びにI Tニューメディアに関するシステム開発及び販売を担当する子会社ソロ ン株式会社を、資本金100,000千円で神奈川県相模原市に設立
平成12年7月	休眠中の株式会社コンプジャパンは、商号を株式会社イーネット・ジャパンに変更しeコマースを 主業務に営業を再開
平成12年9月	株式会社テレマックスをソロン株式会社へ売却
平成14年8月	A D S L及びI P電話の卸売代理店業務を担当する子会社、株式会社ブロードバンド・ジャパンを 神奈川県相模原市に資本金100,000千円で設立
平成15年6月	商法特例法第2章第4節に規定する特例の適用を受ける委員会等設置会社に移行
平成16年3月	株式会社デジタル・ルネッサンスは、中古商品の買取及び販売業務から撤退し、休眠
平成16年8月	株式会社イーネット・ジャパンがヘラクレスに上場
平成16年8月	平成16年8月20日付けをもって、当社普通株式1株を2株に株式分割
平成17年4月	人材派遣会社、株式会社オー・ティ・エスの発行済み株式の全株式を取得し連結子会社化
平成17年10月	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（10億円）を発行
平成18年2月	C D・D V D等の音楽・映像ソフト販売会社、株式会社W A V Eの発行済み株式の全株式を取得し 連結子会社化
平成18年2月	タワーレコード株式会社を割当先とした第三者割当増資（8億円）を実施
平成18年7月	ソロン株式会社が、株式会社高木兄弟商会から、携帯電話販売事業を会社分割により承継する 四 国新電機株式会社（新設会社）の全株式を取得し、連結子会社化
平成18年8月	ソロン株式会社が有限会社プロフィットの株式70.0%を取得し、連結子会社化
平成19年1月	1月29日開催の臨時株主総会にて株式会社真電との吸収合併契約を承認
平成19年3月	3月1日、株式会社真電を吸収合併
平成19年4月	当社通信機器販売部門を会社分割し、完全子会社であるソロン株式会社が承継
平成19年10月	西日本電機株式会社が有限会社プロフィットを吸収合併
平成20年4月	ソロン株式会社が株式会社テレマックスを吸収合併
平成20年8月	株式会社W A V Eの株式の一部をメディアマーケティングシステム株式会社及び同社代表取締役 社長に売却
平成20年10月	当社が株式会社イーネット・ジャパンを吸収合併
平成21年4月	株式会社オー・ティ・エスの全株式をグリーン・サポート・システムズ株式会社に売却
平成21年8月	創業50周年を迎える
平成21年11月	グループ事業再編のため、当社新潟エリアの通信機器販売部門を会社分割し、完全子会社であるソ ロン株式会社が承継、これによりすべての携帯電話販売事業をソロン株式会社へ承継完了
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所が合併したことに伴い、大阪証券取引所J A S D A Q （現 大阪証券取引所J A S D A Q（スタンダード））に上場
平成22年10月	ソロン株式会社が、西日本電機株式会社を吸収合併
平成23年1月	当社が、株式会社ブロードバンド・ジャパンを吸収合併
平成23年10月	当社が、ソロン株式会社を吸収合併
平成23年12月	地域性に応じた営業強化のため、完全子会社の西日本モバイル株式会社（現連結子会社）を設立
平成24年4月	設立50周年を迎える
平成24年11月	インターネット通販を主要事業とする株式会社アベルネット（現関連会社）の発行済み株式の48.5 %を取得

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株）ノジマ、連結子会社（西日本モバイル(株)）及び関連会社（株）アベルネット）により構成されており、薄型テレビに代表されるデジタルA V関連機器、携帯電話を中心とする通信関連機器及び家庭用電化製品の販売とこれらに付帯する配送・工事・修理業務、パソコンに代表されるIT・情報関連機器、家庭用ゲーム関連機器及びソフト等の販売並びにそれらに関するソリューション、セットアップ、修理等のサービス提供を主な事業として取り組んでおります。

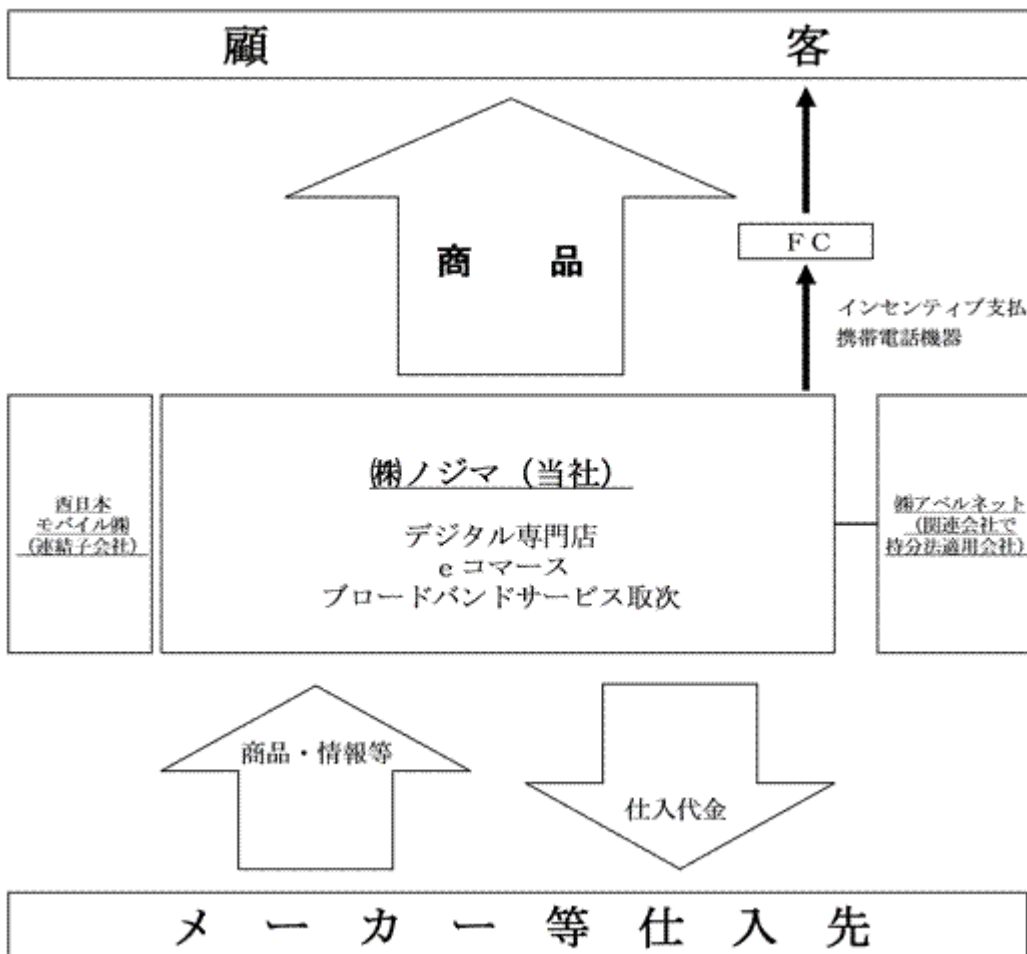
当社グループが提供する通信機器販売のうち、地域性によるニーズに対して、より柔軟に対応し、さらなる営業強化を進めるとともに、遠隔地であることによる無駄を省き、管理面の効率を図ることを目的として、西日本エリア（中国・四国地方）における携帯電話等通信機器の販売部門を子会社化しております。

事業の内容と当社グループの当該事業に係る位置づけは次のとおりであります。

なお、当社グループはセグメント情報を記載しておりませんので、事業部門別によって記載しております。

事業部門	会社名	主要な取扱商品
デジタルA V関連機器	当社	テレビ、ムービー、オーディオ、携帯音楽プレーヤー、ブルーレイレコーダー、その他周辺機器等
IT・情報関連機器	当社	パソコン、同ソフト、プリンター、デジタルカメラ、その他周辺機器等
家庭用電化製品	当社	エアコン、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、衣類乾燥機、照明機器、オール電化家電、その他関連商品
情報サービス	当社	光ファイバー回線等ブロードバンド回線及びIP電話
通信関連機器	当社 西日本モバイル(株)（連結子会社）	携帯電話等通信機器の卸売及び販売、携帯電話・PHSその他付帯するサービス
eコマース	当社 (株)アベルネット（関連会社）	インターネットを利用した通信販売

以上の当社グループについて図示すると次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 西日本モバイル(株)	相模原市中央区	30,000	販売事業	100.0	当社の携帯電話等通信機器の販売及びこれらに付帯するサービスを行っております。役員の兼任あり。
(持分法適用関連会社) (株)アベルネット	東京都台東区	33,000	販売事業	48.5	役員の兼任あり。

(注)「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

販売事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成25年3月31日

事業部門の名称	従業員数(名)
販売部門	1,591 (2,392)
管理部門	57 (39)
合計	1,648 (2,431)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ234名増加しておりますが、主として新規出店計画等を見据えて、よりお客様にご満足いただけるコンサルティングセールスを行なっていくため、正社員の採用を積極的に行なった結果であります。臨時雇用者数が前連結会計年度末に比べ426名減少しておりますが、これは主に前連結会計年度に地デジ化対応等のパートタイマーが退職したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

販売事業の単一セグメントであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、セグメントごとの従業員の状況の記載を省略しております。

平成25年3月31日

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
1,584 (2,356)	29才6ヶ月	5年1ヶ月	3,786

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が前事業年度末に比べ170名増加しておりますが、主として新規出店計画等を見据えて、よりお客様の立場にご満足いただけるコンサルティングセールスを行っていくため、正社員の採用を積極的に行なった結果であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、欧州債務問題や新興国の景気減速など海外経済を巡る不確実性はあるものの、大震災後の復興関連需要が下支えするなかで、新政権によるデフレ脱却に向けた経済政策への期待が表れてきており、日本銀行が打ち出した大胆な金融緩和政策などを受けて円安へのシフトが進み、輸出環境の改善や日経平均株価の上昇、消費マインドの改善等景気先行きへの期待が高まっております。

家電流通業界におきましては、依然として映像関連商品の需要拡大が期待できないこと等、市場規模の縮小により厳しい状況が続いているものの、スマートフォン等通信端末の販売拡大、エアコン等白物家電の堅調な販売、節電・環境への意識の高まりを背景とした商品の需要が見込まれる等、明るい兆しも見られております。

このような状況下におきまして、当社グループは、「デジタル一番星」「お客様満足度No.1」を実現するために、「選びやすい売場」と「お客様の立場に立った接客」を掲げ、従業員の育成並びにコンサルティングセールスやソリューション提案の強化等に取り組んでまいりました。

こうした取り組みを継続することにより、白物家電につきましては、冷蔵庫やエアコンを中心とした暖房機器などの販売が引き続き堅調に推移、また、引き続き好調なスマートフォン、タブレット端末等の積極的な拡販や、お客様のニーズにお応えし続けたことにより、携帯電話を中心とする通信関連機器の販売につきましても好調に推移する等、当連結会計年度における当社グループの収益は家電流通業界におきまして、高い伸び率（前年同期比）を示すことができました。

また、インターネットでの販売強化にも積極的に取り組んでまいりました。

インターネット通販サイト「イーでじ」を「ノジマオンライン」に改称したことにより、ブランドネーム統一による知名度向上と、実店舗とのポイントの相互利用、品揃えの補完等の相乗効果を図り、お客様の購買行動の多様化にも対応してまいりました。

なお、当社は、当社グループの企業価値の更なる向上を目指し、パソコンやデジタル家電を中心としたインターネット通販を主要事業とする株式会社アベルネット（東京都台東区、代表取締役社長・小山励基、平成25年2月期売上高276億円）の発行済株式48.5%を取得いたしました。これにより、当社グループを構成する関連会社（持分法適用会社）として、インターネット通販における豊富なノウハウを共有する等、シナジー効果を高めることができるものと考えております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,999億76百万円（前年同期比94.8%）、営業利益は20億70百万円（前年同期比278.4%）、経常利益は34億82百万円（前年同期比106.7%）、当期純利益は18億48百万円（前年同期比87.2%）となりました。

(2)キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、新規出店による有形固定資産の取得による支出等の要因により一部相殺されたものの、税金等調整前当期純利益32億5百万円を獲得し、たな卸資産の減少額22億96百万円等により、51億15百万円（前連結会計年度は37億59百万円）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は80億32百万円（前年同期比58.6%増）となりました。

これは主に、売上債権の増加額11億79百万円等があったものの、税金等調整前当期純利益32億5百万円の計上や減価償却費17億32百万円、たな卸資産の減少額22億96百万円等があったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は77億99百万円（前年同期比54.4%増）となりました。

これは主に、新規出店等に伴う有形固定資産の取得による支出61億45百万円や無形固定資産の取得による支出7億14百万円、投資有価証券の取得による支出6億24百万円等があったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は11億22百万円（前年同期比452.0%増）となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出26億82百万円、短期借入金の純減額5億円等があったものの、長期借入れによる収入48億円等があったためであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	前年同期比(%)
販売事業(千円)	161,431,548	95.0
合計(千円)	161,431,548	95.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	前年同期比(%)
販売事業(千円)	199,976,283	94.8
合計(千円)	199,976,283	94.8

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	40,216,043	20.1
KDDI(株)	25,096,855	12.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く経済環境は、東日本大震災の復興関連需要が引き続き下支えするなかで、欧州債務問題や新興国の景気減速など海外経済を巡る不確実性はあるものの、平成24年11月の衆議院解散後の政権交代に伴い、新政権によるデフレ脱却に向けた経済政策への期待が表れてきており、日銀の黒田東彦新体制が打ち出した大胆な金融緩和と政策などを受けて円安へのシフトや日経平均株価が上昇する等、景気に明るい兆しが見え始めております。

当家電販売業界におきましては、依然として映像関連商品の需要拡大が期待できないこと等、市場規模の縮小により厳しい状況が続いているものの、スマートフォン等通信端末の販売拡大、エアコン等白物家電の堅調な販売、節電・環境への意識の高まりを背景とした商品の需要が見込まれる等、明るい兆しも見られております。

当社グループは、こうした状況下におきまして、常にお客様にご支持いただけるよう次の3点を重要課題として取り組んでまいります。

(1) 店舗運営

豊富な品揃えはもちろんの事、便利でお買い求めいただきやすい売り場を作ってまいります。具体的には、家庭用電化製品の低価格プライベートブランド商品を順次増やしていくとともに、スマートフォンを中心とした携帯電話売場の拡大と接客員の増員を引き続き進めてまいります。

(2) 人材育成

専門知識を有する商品アドバイザーを育成して、真心を込めたサービスと接客で、お客様をお迎えできるようにしてまいります。人材の育成にあたっては、各人の能力向上、知識等の修得を目的にしました教育用WEBツールを活用し、店舗リーダー及びコンサルティングセールススタッフの人材育成を引き続き図ってまいります。

(3) 店舗展開

店舗展開につきましては、今後とも神奈川県を中心として、近隣都道府県に集中的に出店する「ドミナント展開」を基本とし、既存店舗のスクラップアンドビルドを行う一方で、条件の良い出店を行い、店舗網の拡大に努め、売り場面積の増大を図ってまいります。

また、上記の3点の重要課題の他、今後の新たな事業展開における可能性の追求として、東南アジア家電市場への進出及びデベロッパー事業()への取組みの検討を進めております。

() 当社は従来、ロードサイドにおける独立店の出店又は複合店へのテナント入居という出店形態を取ってまいりましたが、当社が施設の建設から運営までを一貫して手掛けるデベロッパー事業を新たな取組みとして検討を進めております。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 季節的要因等について

売上や利益はボーナスシーズンや年度末などの繁忙期には増加する傾向にありますが、当社グループが販売する商品の中には、天候等の要因によりその売上が左右される商品が含まれておりますので、冷夏や暖冬などにより、売上、来店客数の減少など当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、個人の消費動向の振幅が起こりうる消費増税法案等の制度改革や、オリンピック等の特別なイベントが開催される場合に、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、これらの需要を正確に予測することは困難であり、予測が外れた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経済情勢等について

流通経済のグローバル化、国内外の景気動向や消費動向等の経済情勢により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、わが国では今まで長期間低金利が続いておりましたが、将来は金利が上昇局面に転じることと考えられます。当社グループは健全な借入を維持しながら財務体質の強化を進めておりますが、金利の上昇スピード、上昇幅等により当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 競合店について

同業他社の店舗が当社グループの商圏内にも多数存在し、激しい価格・サービス競争が行われている地域があります。マーケットの変化は非常にスピーディーでその変化を確実に予想することは困難であり、同業他社の新規出店、異業種他社による当社グループ取扱商品の販売開始等が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、急速なインターネット環境の普及による販売方法の多様化や価格照会の簡易化による販売価格の低下圧力、消費行動の変化等は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害・事故等について

当社グループは、自然災害や事故等からお客様の安全を確保するため、消防法等の法令遵守の徹底等の防災対策、各種保険への加入等を行っております。しかしながら、同一商圏内で集中した多店舗展開を行い、ドミナント化を推進しているため、地震・台風等の大規模な自然災害や大規模火災が発生した場合において、多くの店舗が被害を受ける可能性があり、また、災害により交通機能が麻痺した場合は、当社グループの業績や財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報の取扱について

当社グループは、ポイントカードの発行、商品のお届け、eコマースに係る会員登録、ブロードバンド等のサービスの取次ぎ業務、携帯電話の開通等、多くの個人情報を取扱っております。これら情報の取扱いにしましては、その重要性を十分に認識しており、社内管理体制の整備を行い、従業員には周知徹底をしております。しかしながら、不測の事態により万が一個人情報が漏洩した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 敷金・保証金について

当社グループの出店につきましては、多くの場合、土地・建物の取得を行わずに賃借をしております。賃貸人に対しましては、賃貸借契約に基づき敷金及び保証金の差入れを行っており、当該敷金及び保証金は、賃借料との相殺による分割返還、又は期間満了時に一括返還されることとなっておりますが、賃貸人の経済状況によっては、その一部または全額が回収できなくなる可能性があります。また、契約期間満了日前に中途解約をした場合には、契約内容に従って敷金及び保証金の一部償却や違約金の支払いが必要となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 移動体通信キャリアの手数料

当社グループは、携帯電話端末の販売、移動体通信キャリアが提供する移動体通信サービスの契約取次ぎ等を行い、その対価として移動体通信キャリアから手数料、報奨金、その他の支援費を得ております。手数料等の金額及び条件につきましては、移動体通信キャリアの事業方針や監督省庁の指導等により変更されますが、その程度によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 減損会計について

当社グループは、事業の用に供する様々な固定資産を有しておりますが、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の適用により、このような固定資産において、時価の下落や将来のキャッシュ・フローによっては減損処理が必要となる場合があります。当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大について

当社グループは、多数のパートタイマーを雇用しております。パートタイマーの社会保険適用対象者については、社会保険への加入を徹底しておりますが、今後パートタイマー等の短時間労働者に対する社会保険の適用基準が拡大された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 信販会社との加盟店契約

当社は、クレジット販売に関して信販会社と加盟店契約を締結しており、その主なものは次のとおりであります。

信販会社	契約締結年月	契約期間
三菱UFJニコス株式会社	昭和53年1月	契約締結年月より2年間。ただし、当事者の一方より解約の申し出が無い限り自動的に2年間更新する。
株式会社ジャックス	昭和58年12月	同上

6【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成には、経営者による資産及び負債並びに収益及び費用の報告数値及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や状況を勘案し合理的に判断を行っておりますが、見積り特有の不確実性により、これらの見積りと実際の結果との間に差異が生じる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

経営成績に関する分析

当連結会計年度の経営成績に関する分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

財政状態に関する分析

イ. 資産

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ49億42百万円増加して706億31百万円となりました。その主な内訳は、流動資産が4億38百万円減少して446億40百万円に、また固定資産が53億80百万円増加して259億90百万円となりました。

流動資産減少の主な要因は、売掛金の増加11億79百万円、繰延税金資産の増加4億26百万円等がありましたが、財務体制強化のため全社をあげて在庫圧縮に取り組んだことにより商品が22億92百万円減少したこと等によるものです。固定資産増加の主な要因は、新規出店に伴う有形固定資産の取得により46億19百万円増加したこと等によるものです。

ロ. 負債

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ32億59百万円増加して465億42百万円となりました。その主な内訳は、流動負債が17億80百万円増加して349億93百万円に、また固定負債が14億78百万円増加して115億49百万円となりました。

流動負債増加の主な要因は、未払法人税等が14億46百万円増加したこと等によるものです。

固定負債増加の主な要因は、長期借入金が13億43百万円増加したこと等によるものです。

ハ. 純資産

当連結会計年度末の純資産合計は、利益剰余金が14億67百万円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ16億83百万円増加して240億88百万円となりました。

以上の結果、自己資本比率は33.9%となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(4) 目標とする経営指標・中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、安定的な収益の確保と投下資本効率の高い経営を持続しつつ、成長を続けることを重要な目標としております。また、お客様の満足度を計る指標として売上高成長率10%、健全な経営を行う指標として自己資本比率40%を目標として、組織及び体制作りを行ってまいります。

営業におきましては、先取気鋭の精神で新しいコンセプトの商品・サービスを導入し、また、販売価格に関しては、同業他社に負けることのない低価格を実現し、お客様にご支持いただけるよう営業を進めてまいります。収益では、家電物販の売上総利益率アップと携帯電話を中心とした通信ビジネスの拡充等に努めてまいります。

販売管理につきましては、業務のシステム化を推進し、グループ会社の業務の集約と連携を進めることによる経費率の低減により、収益性を高めてまいります。

店舗につきましては、当社グループの新店エリア内で、お客様のご要望にそえる店舗につきましては、積極的に出店を検討、計画してまいります。また、既存店につきましても、改装をすすめ、商品ラインナップの更新や、楽しく選びやすい店づくりをしてまいります。

財務に関しましては、厳しい経営環境の中においても、上記施策により収益向上を図り、最適な時期に市場から直接的な資金調達も実施できるように社内の整備を進め、引き続き純資産の増強に努め、健全で強固な財務基盤を築いてまいります。

人的資源につきましては、お客様や株主様をはじめ、全ての利害関係者に対し、全従業員が会社の代表として最高のサービスを提供できるように、経営の基本方針の徹底と個人の育成を図ってまいります。また、正社員と臨時従業員は同じ待遇のもと、オープンで公正な評価を行い、優秀な人材の採用及び育成に努めてまいります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

資金需要

当社グループの資金需要のうち主なものは、仕入債務の支払いによる運転資金と新規出店のための設備投資資金であります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の主なものは、新規出店によるものであります。
この結果、当連結会計年度における設備投資の総額は、66億22百万円となりました。
なお、営業に重要な影響を及ぼす設備の売却・除却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成25年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
			土地 (千円) (面積㎡)	建物及び 構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	敷金及び 保証金 (千円)	合計 (千円)	
東名川崎店 (川崎市宮前区) 他神奈川県58店舗	販売事業	販売店舗 事務所	6,174,769 (55,977)	3,234,667	726,841	2,177,560	12,313,838	950 (1,389)
NEW鶴川店 (東京都町田市) 他東京都38店舗	販売事業	販売店舗	648,009 (3,622)	692,884	327,889	1,051,728	2,720,511	350 (655)
NEW上尾店 (埼玉県上尾市) 他埼玉県28店舗	販売事業	販売店舗	-	296,586	187,526	846,820	1,330,933	234 (457)
富士吉田店 (山梨県富士吉田市) 他山梨県3店舗	販売事業	販売店舗	-	158,319	50,975	420,730	630,025	60 (98)
イオン富士南店 (静岡県富士市) 他静岡県14店舗	販売事業	販売店舗	-	1,686,598	223,290	1,089,084	2,998,972	186 (435)
豊科店 (長野県豊科市) 他長野県1店舗	販売事業	販売店舗	-	253,308	16,089	104,000	373,397	11 (26)
市川店 (千葉県市川市) 他千葉県14店舗	販売事業	販売店舗	-	122,819	76,248	328,291	527,360	120 (230)
イーアスつくば店 (茨城県つくば市) 他茨城県2店舗	販売事業	販売店舗	-	65,840	45,261	150,628	261,730	46 (107)
白根店 (新潟市南区) 他新潟県9店舗	販売事業	販売店舗	1,170,618 (30,355)	569,335	48,417	202,303	1,990,675	86 (75)
イオン熱田店 (名古屋市熱田区)	販売事業	販売店舗	-	8,136	15,652	9,578	33,367	2 (6)
auショップ米子店 (鳥取県米子市) 他鳥取県3店舗	販売事業	販売店舗 事務所	-	29,604	7,244	27,520	64,369	17 (19)
auショップ松江西津田 (島根県松江市) 他島根県2店舗	販売事業	販売店舗	-	6,797	521	5,200	12,519	9 (10)
auショップ三本松店 (香川県東かがわ市) 他香川県10店舗	販売事業	販売店舗 事務所	-	34,526	6,772	29,891	71,189	31 (31)
auショップ鷹子店 (愛媛県松山市) 他愛媛県5店舗	販売事業	販売店舗	-	8,623	4,664	49,267	62,555	14 (20)
auショップ安芸店 (高知県安芸市) 他高知県1店舗	販売事業	販売店舗	-	4,892	566	3,009	8,468	3 (8)

(注) 1. 記載の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額は「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の適用後の金額を表示しております。

3. 従業員数の()は、パートタイマーの数を外書しております。

(2) 国内子会社

国内子会社については、記載すべき設備がないため、記載していません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

(平成25年3月31日現在)

設備名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	予算金額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達 方法	着工年月	完成予定 年月
MARK IS 静岡 (静岡市葵区)	販売事業	設備造作等	172,135	72,319	自己資金 及び借入金	平成24年11月	平成25年4月
MARK IS みなとみらい (横浜市西区)	販売事業	設備造作等	94,979	27,554	自己資金 及び借入金	平成25年2月	平成25年6月
ドコモショップラゾーナ川崎 (川崎市幸区)	販売事業	設備造作等	86,460	-	自己資金及 び借入金	平成25年5月	平成25年6月
藤枝市水守店(仮称) (静岡県藤枝市)	販売事業	設備造作等	365,074	10,900	自己資金 及び借入金	平成25年5月	平成25年11月
イオン幕張新都心店(仮称) (千葉市美浜区)	販売事業	設備造作等	330,000	-	自己資金 及び借入金	平成25年7月	平成25年12月
相模原市メガソーラー導入事業 (相模原市南区)	販売事業	設備造作等	726,000	200	自己資金 及び借入金	平成25年8月	平成26年2月
三島店(仮称) (静岡県三島市)	販売事業	設備造作等	511,398	-	自己資金 及び借入金	平成25年9月	平成26年3月
横須賀平成町プロジェクト (仮称) (神奈川県横須賀市)	販売事業	設備造作等	5,939,185	3,094,437	自己資金 及び借入金	平成25年8月	平成26年7月
その他新規出店 8店舗 (埼玉県所沢市他)	販売事業	設備造作等	680,229	44,581	自己資金 及び借入金	平成25年4月	平成26年3月

(注) 記載の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	85,000,000
計	85,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,462,408	20,462,408	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	20,462,408	20,462,408	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年6月21日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,861(注)1	1,673(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	186,100	167,300
新株予約権の行使時の払込金額	32,000円(1株当たり320円)	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年8月15日 至平成25年8月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1.発行価格 320円(注)2 2.資本組入額 160円	同左
新株予約権の行使の条件	イ.新株予約権者は、権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ロ.新株予約権の相続はこれを認めない。 ハ.各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に関しては、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株となります。

2.新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

平成21年6月20日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,199(注)1	3,183(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	319,900	318,300
新株予約権の行使時の払込金額	66,400円(1株当たり664円)	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年6月23日 至平成26年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1.発行価格 664円(注)2 2.資本組入額 332円	同左
新株予約権の行使の条件	イ.新株予約権者は、権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ロ.新株予約権の相続はこれを認めない。 ハ.各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に関しては、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株となります。

2.新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

平成22年6月19日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,233(注)1	3,215(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	323,300	321,500
新株予約権の行使時の払込金額	61,500円(1株当たり615円)	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年8月7日 至平成27年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1.発行価格 615円(注)2 2.資本組入額 307円50銭	同左
新株予約権の行使の条件	イ.新株予約権者は、権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ロ.新株予約権の相続はこれを認めない。 ハ.各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に関しては、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株となります。

2.新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

平成23年6月18日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,352(注)1	4,314(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	435,200	431,400
新株予約権の行使時の払込金額	77,200円(1株当たり772円)	同左
新株予約権の行使期間	自平成26年8月24日 至平成28年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1.発行価格 772円(注)2 2.資本組入額 386円	同左
新株予約権の行使の条件	イ.新株予約権者は、権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ロ.新株予約権の相続はこれを認めない。 ハ.各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に関しては、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株となります。

2.新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

平成24年6月23日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,799(注)1	4,763(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	479,900	476,300
新株予約権の行使時の払込金額	55,700円(1株当たり557円)	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年9月19日 至平成29年9月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1.発行価格 557円(注)2 2.資本組入額 278円50銭	同左
新株予約権の行使の条件	イ.新株予約権者は、権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ロ.新株予約権の相続はこれを認めない。 ハ.各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に関しては、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株となります。

2.新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
平成20年5月15日 (注)1	1,200,000	20,462,408	-	4,323,175	-	4,738,158
平成20年7月24日 (注)2	-	20,462,408	-	4,323,175	1,500,000	3,238,158

(注)1. 自己株式の消却によるものであります。

2. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(名)	-	17	20	122	40	9	12,330	12,538	-
所有株式数 (単元)	-	20,309	593	72,538	1,741	14	108,855	204,050	57,408
所有株式数の割合(%)	-	10.0	0.3	35.5	0.9	0.0	53.3	100.0	-

(注)1. 自己株式1,366,174株は「個人その他」に13,661単元及び「単元未満株式の状況」に74株を含めて記載しております。

なお、株主名簿記載上の自己株式は1,366,174株であります。平成25年3月31日現在の実保有株式数は1,365,174株であります。

また、上記のほか、平成25年3月31日現在の連結財務諸表及び財務諸表において、自己株式として開示している当社株式が172,500株あり、「個人その他」に1,725単元を含めて記載しております。これは、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下「E S O P信託」という。)の導入により平成23年9月27日付で行ったE S O P信託口への自己株式の譲渡について、表示上、当社とE S O P信託口が一体のものであると認識し、平成25年3月31日現在、E S O P信託口が所有する当社株式172,500株を自己株式として開示していることによるものであります。

2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が94単元含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
野島廣司有限会社	神奈川県相模原市中央区弥栄1-7-2	1,950	9.5
野島 絹代	神奈川県相模原市中央区	1,906	9.3
ティーエヌホールディングス 株式会社	神奈川県相模原市中央区中央3-3-3	1,330	6.5
真柄 準一	新潟県新潟市西区	1,050	5.1
財団法人真柄福祉財団	新潟県新潟市中央区万代2-3-16	852	4.2
有限会社ケイエッチ	神奈川県相模原市中央区淵野辺1-2-21	750	3.7
有限会社ノマ	神奈川県相模原市中央区中央3-3-3	750	3.7
ネックス社員持株会	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3	670	3.3
野島 隆久	神奈川県相模原市中央区	609	3.0
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	560	2.7
計	-	10,428	51.0

(注) 1. 上記のほか、自己株式1,365千株(6.7%)があります。

2. 前事業年度末において主要株主であった真柄準一は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,365,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,039,900	190,389	-
単元未満株式	普通株式 57,408	-	-
発行済株式総数	20,462,408	-	-
総株主の議決権	-	190,389	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が9,400株及び当社が実質的に所有していない自己株式1,000株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数94個が含まれております。
2. 議決権の数には、実質的に所有していない自己株式分(10個)は含まれておりません。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ノジマ	神奈川県相模原市中央区 横山一丁目1番1号	1,365,100	-	1,365,100	6.67
計	-	1,365,100	-	1,365,100	6.67

- (注) 1. 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数10個)あります。
2. 上記のほか、平成25年3月31日現在の連結財務諸表及び財務諸表において、自己株式として開示している当社株式が172,500株あります。これは、E S O P信託の導入により平成23年9月27日付で行ったE S O P信託口への自己株式の譲渡について、表示上、当社とE S O P信託口が一体のものであると認識し、平成25年3月31日現在、E S O P信託口が所有する当社株式172,500株を自己株式として開示していることによるものであります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成20年6月21日 定時株主総会決議)

会社法に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認められた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成20年6月21日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 7名 当社従業員 201名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)1
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記1. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

(平成21年6月20日 定時株主総会決議)

会社法に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認められた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成21年6月20日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 14名 当社従業員 298名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)1
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記1. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

(平成22年6月19日 定時株主総会決議)

会社法に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認められた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成22年6月19日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 14名 当社従業員 511名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)1
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記1. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

(平成23年6月18日 定時株主総会決議)

会社法の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めたる者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成23年6月18日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 17名 当社従業員 782名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)1
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記1. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

(平成24年6月23日 定時株主総会決議)

会社法の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めたる者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成24年6月23日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 17名 当社従業員 935名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)1
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記1. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

(平成25年6月22日 定時株主総会決議)

会社法の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認められた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成25年6月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、従業員 (人数は未定)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	700,000株を上限とする。(未定)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定(注)1
新株予約権の行使期間	新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から3年を経過した日を始期として、その後2年間とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分はこれを認めない。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記1. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

(10)【従業員株式所有制度の内容】

従業員株式所有制度の概要

当社は、平成23年8月2日開催の取締役会決議に基づき、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」（以下「E S O P信託」という。）を導入しております。

本プランでは、「ネックス社員持株会」（以下「当社持株会」という。）へ当社株式を譲渡していく目的で設立する「従業員持株E S O P信託口」（以下「E S O P信託口」という。）が、平成23年9月以降3年間にわたり当社持株会が取得する規模の株式を予め一括して取得し、当社持株会へ売却を行います。

その後、E S O P信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。信託終了時に、株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

当社持株会に取得させる予定の株式の総数

469,500株

E S O P信託による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社持株会加入員のうち、受益者要件を充足する者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	613	319,474
当期間における取得自己株式(注)	6	3,552

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月15日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間(注)	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の行使)	56,100	30,811,803	18,800	10,325,524
その他(単元未満株式の買増請求による売渡)	-	-	27	14,829
保有自己株式数	1,365,174	-	1,346,353	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成25年6月15日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を勘案し、継続して安定した配当を実施することを基本方針としております。

また、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨、並びに「取締役会議の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

上記の基本方針と、当事業年度の実績を勘案し、期末配当金を1株につき10円とし、既に平成24年12月6日に10円の中間配当金をお支払いいたしましたので、年間配当金としては1株につき20円とさせていただきます。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える販売及び管理体制を強化し、グループ戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成24年11月6日 取締役会決議	190,496	10
平成25年5月7日 取締役会決議	190,972	10

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第47期 平成21年3月	第48期 平成22年3月	第49期 平成23年3月	第50期 平成24年3月	第51期 平成25年3月
最高(円)	450	970	942	820	623
最低(円)	185	343	504	583	481

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。それ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	512	514	530	589	610	623
最低(円)	488	492	509	527	560	586

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	野島 廣司	昭和26年1月12日生	昭和48年4月 有限会社野島電気商会 (現当社)入社 昭和53年8月 当社取締役 平成3年1月 当社専務取締役 平成6年7月 当社代表取締役社長 平成14年5月 当社代表取締役社長(CEO) 兼執行役員管理統括本部長 平成15年6月 当社取締役兼代表執行役社長 (CEO)兼管理統括本部長 平成17年5月 当社取締役兼代表執行役社長 平成18年4月 当社取締役兼代表執行役会長 (CEO) 平成19年4月 当社取締役兼代表執行役会長 (CEO)兼管理本部長 平成19年6月 当社取締役兼代表執行役会長 兼社長(CEO) 平成20年6月 当社取締役兼代表執行役社長 (CEO)(現任) 平成23年12月 西日本モバイル株式会社 取 締役(現任)	(注)3	255
取締役	-	三枝 達実	昭和31年5月7日生	昭和55年6月 有限会社野島電気商会 (現当社)入社 平成3年6月 当社取締役販売推進部長 平成14年5月 当社常務取締役兼執行役員 M&M統括本部長 平成14年6月 当社専務取締役兼執行役員 M&M統括本部長 平成17年6月 当社取締役兼代表執行役専務 マーケティング本部長 平成18年4月 当社取締役兼代表執行役社長 (COO) 平成19年6月 当社取締役兼代表執行役副社 長CSR推進部長 平成20年6月 当社取締役兼代表執行役専務 CSR推進部長 平成23年12月 西日本モバイル株式会社 代 表取締役社長(現任) 平成24年6月 当社取締役兼代表執行役専務 人事総務部長 平成25年6月 当社取締役兼代表執行役専務 人事総務部・財務経理部管掌 (現任)	(注)3	97
取締役	-	福田 浩一郎	昭和45年5月6日生	平成6年4月 当社入社 平成22年3月 当社店舗運営管理部第2ブ ロック長 平成23年4月 当社店舗運営管理第二部長 平成23年6月 当社執行役店舗運営管理第二 部長 平成24年6月 当社取締役兼執行役店舗運営 管理第二部長 平成24年10月 当社取締役兼執行役店舗運営 管理部長(現任)	(注)3	11
取締役	-	鍋島 賢一	昭和49年4月22日生	平成8年6月 株式会社リンリン入社 平成10年4月 当社転籍 平成17年8月 当社マーケティング本部第二 MKグループエリア長 平成18年4月 当社販売本部販売推進部家電 販売グループ長 平成21年3月 当社AV家電販売推進部長 平成21年6月 当社執行役AV家電販売推進 部長 平成22年10月 当社執行役AV家電情報推進 部長 平成23年8月 当社執行役販売推進部長 平成24年4月 当社執行役AV情報推進部長 平成24年10月 当社執行役AV情報家電推進 部長 平成25年6月 当社取締役兼執行役AV情報 家電推進部長(現任)	(注)3	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	野島 亮司	昭和54年 1月24日生	平成17年 1月 株式会社イーネット・ジャパン入社 平成20年 1月 同社代表取締役社長 平成20年10月 当社入社 平成23年10月 当社IT戦略事業部長 平成24年 6月 当社執行役員IT戦略事業部長 平成25年 6月 当社取締役兼執行役員IT戦略事業部長(現任)	(注)3	3
取締役	-	金高 英紀	昭和30年 8月31日生	昭和54年 4月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成14年 4月 同行新宿西口支社長 平成19年 4月 同行監査部業務監査室上席監査役 平成21年 6月 株式会社荒井製作所執行役員 平成23年 2月 当社顧問 平成23年 6月 当社取締役 平成24年 6月 西日本モバイル株式会社 監査役(現任) 平成24年11月 株式会社アベルネット 監査役(現任) 平成25年 6月 当社取締役兼執行役員経営企画部長(現任)	(注)3	-
取締役	-	山内 渉	昭和25年 8月 2日生	平成17年 6月 株式会社真電取締役経営企画室長 平成19年 3月 当社執行役員真電事業部経営企画グループ長 平成19年 6月 当社執行役員企画管理部経営管理グループ長 平成20年 4月 当社執行役員販売企画部企画グループ長 平成20年10月 当社執行役員販売企画部長 平成22年 6月 当社取締役兼執行役員販売企画部長 平成25年 6月 当社取締役兼執行役員販売サポート部長(現任)	(注)3	5
取締役	-	石坂 洋三	昭和22年 7月 4日生	平成 9年 2月 株式会社富士銀行 支店部参事役 平成11年 9月 当社顧問 平成12年 8月 当社執行役員人事部長 平成13年 7月 当社取締役 平成14年 6月 当社常勤監査役 平成15年 6月 当社取締役 平成20年 3月 当社取締役兼ソロン株式会社 常務取締役販売推進部長 平成23年10月 当社取締役兼執行役員モバイルコミュニケーション推進部長(現任) 平成23年12月 西日本モバイル株式会社 取締役(現任)	(注)3	27
取締役	-	春名 利昭	昭和32年10月15日生	昭和55年 4月 エヌ・テー・エヌ東洋ベアリング株式会社(現NTN株式会社)入社 平成 2年 3月 株式会社西洋環境開発入社 平成 8年 9月 日本トイザラス株式会社入社 平成16年 3月 同社人事・総務部長 平成18年 4月 同社取締役兼執行役員コーポレート本部長兼人事・総務部長 平成19年 2月 同社取締役兼執行役員店舗運営本部長兼コーポレート本部長 平成19年10月 同社取締役兼執行役員店舗運営本部長 平成20年 4月 同社執行役員店舗運営本部長 平成20年10月 同社執行役員コーポレート本部長兼経営企画室長 平成21年 8月 同社執行役員コーポレート本部長 平成24年 6月 当社顧問 平成25年 6月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	木村 喬	昭和20年6月27日生	昭和44年3月 株式会社西友ストア(現同 会社西友)入社 平成9年8月 同社常務取締役 平成11年5月 株式会社東京シティアイナ ンス代表取締役社長 平成19年6月 当社取締役(現任)	(注)3	4
取締役	-	星名 光男	昭和17年10月13日生	昭和41年3月 株式会社岡田屋入社 平成6年5月 ジャスコ株式会社(現イオン 株式会社)取締役 平成12年5月 同社専務取締役 平成12年11月 ウエルシア関東株式会社監査 役(現任) 平成15年5月 イオン株式会社専務執行役 平成16年5月 同社常任顧問 平成17年6月 株式会社やまや取締役(現 任) 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成24年11月 株式会社アベルネット取締役 (現任)	(注)3	2
取締役	-	松嶋 英機	昭和18年4月19日生	昭和46年4月 弁護士登録(東京弁護士会)清 水直法律事務所入所 昭和51年3月 独立事務所開設 平成16年1月 西村ときわ法律事務所 代表 パートナー弁護士 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成19年7月 西村あさひ法律事務所 代表 パートナー弁護士(現任)	(注)3	-
取締役	-	梅津 武	昭和16年12月29日生	平成11年7月 練馬東税務署長 平成12年8月 梅津税理士事務所開設 平成12年9月 当社顧問 平成15年6月 当社取締役(現任)	(注)3	5
取締役	-	五味 康昌	昭和18年2月8日生	昭和41年4月 株式会社三菱銀行(現株式会 社三菱東京UFJ銀行)入行 平成9年5月 同行常務取締役業務企画部長 平成14年6月 同行専務取締役法人営業部門 長 平成15年5月 同行副頭取法人営業部門長 平成16年6月 三菱証券株式会社取締役会長 平成17年10月 三菱UFJ証券株式会社(現 三菱UFJ証券ホールディン グス株式会社)取締役会長兼 最高経営責任者 平成21年4月 同社取締役会長 平成21年5月 同社相談役 平成21年6月 三菱地所株式会社取締役(現 任) 株式会社山形銀行監査役(現 任) 平成22年6月 当社取締役(現任) 株式会社ノリタケカンパニー リミテド監査役(現任) 讀賣テレビ放送株式会社取締 役(現任) 平成25年2月 三菱UFJ証券ホールディン グス株式会社特別顧問(現 任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	久多良木 健	昭和25年8月2日生	昭和50年4月 ソニー株式会社入社 平成5年11月 株式会社ソニー・コンピュー タエンタテインメント取締役 平成11年4月 同社代表取締役社長 平成12年6月 ソニー株式会社取締役 平成15年4月 同社取締役副社長 平成18年12月 株式会社ソニー・コンピュー タエンタテインメント代表取 締役会長兼グループCEO 平成19年6月 同社名誉会長 平成19年6月 ソニー株式会社シニア・テク ノロジーアドバイザー(現 任) 平成20年6月 株式会社角川グループホール ディングス取締役(現任) 平成21年6月 株式会社角川マガジズ取締 役(現任) 平成21年10月 サイバーアイ・エンタテイン メント株式会社代表取締役社 長(現任) 平成22年3月 楽天株式会社取締役(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	-	野村 秀樹	昭和19年10月14日生	昭和43年4月 日本電信電話公社入社 平成8年6月 エヌ・ティ・ティ移動通信網 株式会社取締役営業推進部長 平成10年6月 同社常務取締役千葉支店長 平成12年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ ドコモ常務取締役営業本部長 平成14年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ ドコモ東海代表取締役社長 平成17年6月 ドコモ・サービス株式会社代 表取締役社長 平成24年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	-	神谷 光治	昭和21年8月16日生	平成20年10月 当社顧問 平成21年3月 当社人事総務部長 平成21年10月 当社執行役人事総務部長 平成23年4月 当社執行役 平成23年6月 当社取締役(現任)	(注)3	2
計						417

(注)1. 取締役木村喬、星名光男、松嶋英機、梅津武、五味康昌、久多良木健、野村秀樹、春名利昭の各氏は社外取締役であ
ります。

2. 当社の委員会体制については次のとおりであります。

- 指名委員会 委員長 三枝達実
委員 野島廣司、春名利昭、木村喬、星名光男
- 監査委員会 委員長 春名利昭
委員 松嶋英機、梅津武
- 報酬委員会 委員長 神谷光治
委員 野島廣司、木村喬、星名光男、梅津武

3. 平成25年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。

4. 取締役兼執行役野島亮司は、取締役兼代表執行役社長(CEO)野島廣司の長男であります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役	社長(CEO)	野島 廣司	(1)取締役の状況参照	同左	(注)1	255
代表執行役	専務兼人事総務部・財務経理部管掌	三枝 達実	(1)取締役の状況参照	同左	(注)1	97
執行役	店舗運営管理部長	福田 浩一郎	(1)取締役の状況参照	同左	(注)1	11
執行役	AV情報家電推進部長	鍋島 賢一	(1)取締役の状況参照	同左	(注)1	4
執行役	IT戦略事業部長	野島 亮司	(1)取締役の状況参照	同左	(注)1	3
執行役	経営企画部長	金高 英紀	(1)取締役の状況参照	同左	(注)1	-
執行役	販売サポート部長	山内 涉	(1)取締役の状況参照	同左	(注)1	5
執行役	モバイルコミュニケーション推進部長	石坂 洋三	(1)取締役の状況参照	同左	(注)1	27
執行役	CS推進部長	佐藤 丈三	昭和47年10月4日生	平成7年4月 株式会社リンリン入社 平成10年4月 当社転籍 平成17年6月 当社執行役 平成17年10月 当社執行役MDグループ統括兼AVMDグループ長 平成18年4月 当社執行役MD統括兼情報MDグループ長 平成18年10月 当社執行役マーケティング本部物流管理グループ長 平成20年4月 当社執行役販売企画部長 平成20年10月 当社執行役販売支援推進部長 平成21年3月 当社執行役情報サブライ販売推進部長 平成22年10月 当社執行役物流CS推進部長 平成23年8月 当社執行役物流推進部長 平成24年4月 当社執行役家電CS物流推進部長 平成24年6月 当社取締役兼執行役家電CS物流推進部長 平成24年10月 当社取締役兼執行役CS推進部長 平成25年6月 当社執行役CS推進部長(現任)	(注)1	7
執行役	店舗運営管理部第1ブロック長	倉持 昭彦	昭和41年8月1日生	平成9年10月 当社入社 平成18年6月 当社マーケティング本部執行役MK統括 平成19年2月 当社執行役 平成19年2月 当社執行役内部統制グループ長 平成19年4月 当社執行役販売推進部AV販売推進グループ長 平成20年4月 当社執行役AV販売推進部長 平成21年3月 当社執行役店舗運営管理部長 平成23年4月 当社執行役店舗運営管理第一部長 平成24年10月 当社執行役店舗運営管理部第1ブロック長(現任)	(注)1	14
執行役	店舗開発部長	広瀬 哲夫	昭和22年6月24日生	平成15年4月 当社入社 当社第一開発グループ長 平成18年4月 当社業務役員兼店舗開発グループ長 平成19年6月 当社執行役兼店舗開発グループ長 平成20年4月 当社店舗開発部長 平成22年3月 当社執行役店舗開発部長(現任)	(注)1	10
執行役	財務経理部長	小鈴 信雄	昭和22年7月18日生	平成19年3月 当社入社 平成20年4月 ソロン株式会社取締役管理部長 平成23年10月 当社執行役兼財務経理部長(現任) 平成23年12月 西日本モバイル株式会社監査役(現任)	(注)1	37

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	営業開発部長	温盛 元	昭和47年 5月14日生	平成 8年 4月 当社入社 平成17年 4月 当社経営企画グループ長 平成17年 6月 当社執行役 平成18年 4月 当社執行役総務企画グループ長 平成19年 2月 当社執行役管理本部人事総務統括兼総務企画グループ長 平成19年 6月 当社執行役人事総務部長兼総務グループ長 平成23年10月 当社営業支援グループ長 平成24年10月 当社営業開発部長 平成25年 5月 当社執行役営業開発部長(現任)	(注) 1	8
計						478

(注) 1 . 平成25年 6月22日の定時株主総会終結後最初に開催された取締役会の終結の時から 1年間であります。
2 . 取締役兼執行役野島亮司は、取締役兼代表執行役社長 (C E O) 野島廣司の長男であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の執行と監督を分離し、経営の透明性を高めるとともに経営の効率化を図り、スピードを一層向上させて、株主を始めとするステークホルダーの立場に立って企業価値を最大化することにあります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、透明度の高い経営体制の構築を目指し、平成15年6月より「委員会設置会社」へ移行いたしました。その目的は、経営環境の急激な変化に対応し、迅速且つ的確な意思決定を図るために、業務執行を執行役に委ね、取締役会は基本的な経営戦略の決定と取締役及び執行役の業務執行を監督する役割に専任するという、業務執行とその監督機能の役割分担を明確にした体制を取っております。取締役につきましては取締役8名を社外から招聘し、多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる体制となっております。さらに取締役会の内部機関である監査委員会は、3名全員が社外取締役で構成されており、独立した視点からのモニタリングが行われることにより、企業統治の体制は有効に機能していると考えております。なお、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

ロ．内部統制システムの整備の状況

当社は、委員会設置会社における法定機関として、株主総会で選任された取締役からなる取締役会、及び取締役会に選定された取締役からなる指名・報酬・監査の各委員会、並びに取締役会で選任された執行役を設置しております。これらの法定機関に加え、内部統制システムの実効性を高めるため、各機関を設置しております。なお、当社の各機関の主要な役割及び内部統制システムの整備の状況につきましては、以下のとおりであります。

・株主総会

会社の最高意思決定機関であり、会社の所有者である株主に対する重要な情報提供及び情報交換、権利行使の場であると認識しております。株主総会招集通知の早期発送やインターネットによる議決権の行使等、株主の権利行使に適した環境の構築に努めております。

・取締役会

法令、定款で定められた事項についての決定、委員会メンバーの選定・解職、執行役の選定・解職、執行役の業務執行の監督、中期経営計画、株主総会の議案、株主総会の決議により授権された事項、重要な規程等の事項を決定しております。

・指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案を決定する法定の機関であり、取締役会で5名の委員を選定しております。指名委員会は、取締役である三枝達実及び野島廣司の両氏、並びに社外取締役である春名利昭、木村喬及び星名光男の各氏で構成され、委員長は三枝達実氏が務めております。

・監査委員会

取締役及び執行役の職務の執行の監査並びに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行う法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。監査委員会は、社外取締役である春名利昭、松嶋英機及び梅津武の各氏で構成され、委員長は春名利昭氏が務めております。松嶋英機氏は弁護士の資格を、梅津武氏は税理士の資格を有しております。

・報酬委員会

取締役及び執行役の報酬等の内容に係る決定に関する方針並びに個人別報酬等の内容を決定する法定の機関であり、取締役会で5名の委員を選定しております。報酬委員会は、取締役である神谷光治及び野島廣司の両氏、並びに社外取締役である木村喬、星名光男及び梅津武の各氏で構成され、委員長は神谷光治氏が務めております。

・最高経営会議

社内取締役、代表執行役及び執行役、並びに議長の指名する者により構成され、取締役会より委任を受けた業務執行に関する重要事項を審議・決定しております。

・代表執行役及び執行役

代表執行役は、当社を代表し、取締役会より委任された事項について業務執行しております。また、執行役は代表執行役を補佐し、業務執行の推進責任及び監督責任を負っております。

・内部統制委員会

会社組織全体の内部統制を健全かつ適正に業務運営するために設置しております。内部統制業務を所管する執行役又は部署長、人事総務業務を所管する執行役又は部署長、コンプライアンス業務を所管する執行役又は部署長、経営企画業務を所管する執行役又は部署長並びに委員長の指名する者により構成され、グループ全体のリスク管理体制及びコンプライアンス体制、財務報告の適切性等の内部統制の充実に推進しております。

・内部監査室

内部監査室(人員8名)は各店舗及び本部全セクション、商品センターを定期的に巡回し、法令、定款及び社内諸規程を遵守し業務が適正に遂行されているかを監査し、その結果は適宜代表執行役社長へ報告を行っております。また、監査委員会と内部監査室及び会計監査人は、定期的に又は必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の実効性を高めるとともに、相互の連携強化に努めております。

八．会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は杉本茂次及び三富康史の各氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属し、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他6名であります。

二．リスク管理体制の整備の状況

リスク管理規程を設け、最終責任者を代表執行役社長とするリスク管理体制を以下の通り整備しております。

・リスクの把握・報告

各部署長は、リスクの識別、分類及び分析を行ない、毎四半期その状況を総務業務を所管する部署長に報告しております。報告を受けた総務業務を所管する部署長は、リスクの重要性の評価を行ない、対応の状況を内部統制委員会に報告しております。内部統制委員会は、必要がある場合、討議した事項について代表執行役社長及び最高経営会議に報告しております。

・リスクへの対応・検証

役員及び各部署長は、対応策を講ずるべきリスクについて適切な対応を取っております。総務業務を所管する部署長は、実施された各部署におけるリスクの識別、分類及び分析の状況を管理し、重要性の高いリスクについてはモニタリング及び見直しを行ないます。

・コンプライアンス体制

コンプライアンス規程を設け、法令、定款及び社内諸規程の遵守を徹底するためコンプライアンスグループ（人員4名）を設置し、従業員に対する指導教育を計画的に実施しているほか、内部通報制度を活用することにより、問題を早期に発見する体制を取っております。

内部監査及び監査委員会監査の状況

当社の内部監査及び監査委員会監査の組織及び連携につきましては、監査委員会と内部監査室及び会計監査人は、定期的に又は必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の実効性を高めるため、相互に連携強化に努めております。

社外取締役との関係

当社では、社外取締役8名を選任しております。

・春名利昭氏につきましては、小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。なお、同氏と当社とは人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はございません。

・木村喬氏につきましては、小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。また、大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、同氏と当社とは人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はございません。

・星名光男氏につきましては、小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。なお、同氏は平成16年5月よりイオン㈱の常任顧問であり、その傘下のグループ企業であるイオンモール㈱、イオンクレジットサービス㈱等と当社とは取引関係がございませんが、人的関係、資本的关系又はその他の利害関係はございません。

また、同氏は平成24年11月より当社の持分法適用関連会社である㈱アベルネットの取締役であります。

・松嶋英機氏につきましては、弁護士として培われた法律の専門家としての経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。なお、同氏が平成16年1月より代表パートナー弁護士である西村ときわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）と当社とは役務提供等の取引関係がございましたが、人的関係、資本的关系又はその他の利害関係はございません。

・梅津武氏につきましては、税理士として会計税務に関する経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。なお、同氏は平成12年9月より当社顧問であり、役務提供等の取引関係がございましたが、現在は人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はございません。

・五味康昌氏につきましては、金融機関における豊富な経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。なお、同氏が平成21年6月より取締役に就任された三菱地所㈱と当社とは取引関係はございますが、人的関係、資本的关系又はその他の利害関係はございません。また、同氏が平成25年2月より特別顧問である三菱UFJ証券ホールディングス㈱のグループ企業と当社とは取引関係がございましたが、人的関係、資本的关系又はその他の利害関係はございません。

・久寿良木健氏につきましては、メーカーやエンタテインメント業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。なお、同氏が平成19年6月よりシニア・テクノロジーアドバイザーに就任されたソニー㈱のグループ企業と当社とは取引関係がございましたが、人的関係、資本的关系又はその他の利害関係はございません。

・野村秀樹氏につきましては、通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。なお、同氏が平成12年6月より常務取締役営業本部長であった㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、平成14年6月より代表取締役社長であった㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海及び平成17年6月より代表取締役社長であったドコモ・サービス㈱と当社とは取引関係がございましたが、人的関係、資本的关系又はその他の利害関係はございません。

役員報酬の内容

(対象期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の人員 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	122,255	119,600	42	-	2,613	8
執行役	55,176	54,800	26	-	350	8
社外取締役	36,093	34,100	13	-	1,980	9

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬は、取締役の欄に総額を記載しております。
 2. 期末の人員は、取締役15名、執行役11名で、うち6名は取締役と執行役を兼任しております。
 3. 報酬委員会に基づく報酬は、会社法第404条第3項並びに同法第409条第3項第1号による確定額であります。
 4. 取締役、執行役の対象期間内の異動は次のとおりであります。
 退任 取締役 2名(うち1名 社外取締役)
 執行役 1名
 就任 取締役 3名(うち1名 社外取締役)
 執行役 1名
 5. 取締役及び執行役の個人別報酬は、ノジマ経営理念の具体的実践において、コミットメントに対する業績に連動した報酬、株主やその他の利害関係者からみてオープンで公正な報酬、新しい人材の確保・獲得ができる競争力のある報酬体系を基本方針とし、当社経営環境、業績、コミットメントに対する成果をもとに、就任時に決定されるむこう1年間の取締役及び執行役の個人別の固定報酬部分と、前事業年度の会社の業績に対する取締役及び執行役の成果を反映した業績連動報酬部分とで構成します。

責任限定契約内容の概要

当社(以下、「監査委嘱者」という。)と会計監査人有限責任監査法人トーマツ(以下、「監査受嘱者」という。)は、監査及び四半期レビュー契約(以下、「監査契約」という。)及び監査約款に違反したときは、相手方に対し、その損害を賠償します。

ただし、監査受嘱者は、監査契約及び監査約款の履行に伴い、故意あるいは重大な過失があった場合を除き、監査委嘱者に対する損害賠償責任を負いません。

また、監査受嘱者が監査委嘱者に対して損害賠償責任を負う事由に関し、監査委嘱者又はその役員若しくは幹部社員に過失があるときは、監査受嘱者の損害賠償の責任又はその金額を定める際に斟酌し減免するものとします。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役は、20名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ．自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ．取締役の責任免除の決定機関

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてこれを免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

ハ．執行役の責任免除の決定機関

当社は、会社法第426条第1項の規定により、執行役（執行役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任につき、その執行役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてこれを免除することができる旨を定款に定めております。これは、執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第31条第2項において、取締役の責任免除に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が社外取締役と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役との責任限定契約

社外取締役は、会社法第423条第1項の賠償責任について、その社外取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定める額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
23銘柄 652,758千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)第四銀行	554,000	161,214	企業間取引の強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	288,100	118,697	企業間取引の強化
(株)T O K A Iホールディングス	91,080	36,249	企業間取引の強化
(株)丸井グループ	46,000	31,740	企業間取引の強化
丸三証券(株)	61,700	23,014	企業間取引の強化
ダイニチ工業(株)	29,300	22,766	企業間取引の強化
(株)横浜銀行	50,000	20,700	企業間取引の強化
エレコム(株)	10,000	17,850	企業間取引の強化
(株)コロナ	10,800	13,597	企業間取引の強化
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス(株)	4,700	7,985	企業間取引の強化
ツインバード工業(株)	14,000	6,244	企業間取引の強化
(株)ジャックス	20,000	5,900	企業間取引の強化
(株)文教堂グループホールディングス	12,600	2,381	企業間取引の強化
第一生命保険(株)	19	2,171	企業間取引の強化
(株)みずほフィナンシャルグループ	13,000	1,755	企業間取引の強化
キャノンマーケティングジャパン(株)	1,155	1,225	企業間取引の強化

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)第四銀行	554,000	212,736	企業間取引の強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	288,100	160,759	企業間取引の強化
(株)丸井グループ	46,000	44,850	企業間取引の強化
丸三証券(株)	61,700	43,128	企業間取引の強化
(株)T O K A Iホールディングス	91,080	29,692	企業間取引の強化
エレコム(株)	20,000	27,400	企業間取引の強化
(株)横浜銀行	50,000	27,250	企業間取引の強化
ダイニチ工業(株)	29,300	23,879	企業間取引の強化
(株)コロナ	10,800	11,556	企業間取引の強化
(株)ジャックス	20,000	11,540	企業間取引の強化
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス(株)	4,700	9,710	企業間取引の強化
ツインバード工業(株)	14,000	3,010	企業間取引の強化
(株)みずほフィナンシャルグループ	13,000	2,587	企業間取引の強化
(株)文教堂グループホールディングス	12,600	2,419	企業間取引の強化
第一生命保険(株)	19	2,403	企業間取引の強化
キャノンマーケティングジャパン(株)	1,155	1,599	企業間取引の強化

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表計上額 の合計額	貸借対照表計上額 の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	-	-	-	-	-
上記以外の株式	41,200	44,960	1,400	-	3,760

ニ．投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

ホ．投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(2) 【 監査報酬の内容等】

【 監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	35,000	-	36,400	-
連結子会社	-	-	-	-
計	35,000	-	36,400	-

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【 監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日程等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の変更等について適切に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,823,596	5,180,115
受取手形及び売掛金	14,395,424	15,574,973
商品及び製品	19,815,556	17,523,029
原材料及び貯蔵品	9,383	5,634
繰延税金資産	1,011,999	1,438,674
未収入金	4,680,323	4,377,877
未収還付法人税等	809,181	-
その他	535,894	541,876
貸倒引当金	2,300	1,310
流動資産合計	45,079,060	44,640,871
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	¹ 11,062,023	¹ 13,403,765
減価償却累計額	² 5,713,462	² 6,221,338
建物及び構築物(純額)	5,348,561	7,182,427
車両運搬具	72,040	81,558
減価償却累計額	² 50,741	² 56,531
車両運搬具(純額)	21,299	25,026
工具、器具及び備品	5,733,147	6,389,875
減価償却累計額	² 3,900,215	² 4,651,912
工具、器具及び備品(純額)	1,832,932	1,737,962
土地	¹ 4,940,444	¹ 7,993,397
建設仮勘定	262,579	86,909
有形固定資産合計	12,405,817	17,025,724
無形固定資産		
のれん	31,324	10,105
ソフトウェア	680,156	906,503
商標権	1,048	1,221
借地権	8,401	8,401
その他	-	24
無形固定資産合計	720,931	926,256
投資その他の資産		
投資有価証券	558,214	³ 1,301,716
繰延税金資産	625,172	437,043
敷金及び保証金	¹ 5,989,577	¹ 6,015,217
その他	347,580	318,041
貸倒引当金	37,413	33,410
投資その他の資産合計	7,483,131	8,038,608
固定資産合計	20,609,880	25,990,588
資産合計	65,688,941	70,631,460

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,234,472	21,266,965
短期借入金	500,000	-
1年内返済予定の長期借入金	2,472,183	3,246,309
1年内償還予定の社債	250,000	250,000
未払金	3,143,639	3,033,295
未払法人税等	-	1,446,694
未払消費税等	319,972	227,973
ポイント引当金	2,962,764	3,093,121
その他	2,329,728	2,428,873
流動負債合計	33,212,760	34,993,233
固定負債		
社債	375,000	125,000
長期借入金	5,408,669	6,752,360
販売商品保証引当金	2,025,985	2,240,041
退職給付引当金	1,450,707	1,626,343
役員退職慰労引当金	148,209	134,086
資産除去債務	31,282	28,713
その他	630,439	642,741
固定負債合計	10,070,293	11,549,287
負債合計	43,283,054	46,542,520
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,323,175	4,323,175
資本剰余金	4,294,941	4,284,205
利益剰余金	14,705,541	16,172,737
自己株式	1,043,077	868,789
株主資本合計	22,280,581	23,911,329
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	29,161	40,981
その他の包括利益累計額合計	29,161	40,981
新株予約権	96,143	136,628
純資産合計	22,405,886	24,088,940
負債純資産合計	65,688,941	70,631,460

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
売上高	211,051,815	199,976,283
売上原価	171,024,091 ¹	163,724,075 ¹
売上総利益	40,027,724	36,252,207
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	8,143,457	5,609,711
給料手当及び賞与	11,636,335	10,717,238
役員退職慰労引当金繰入額	6,249	8,809
退職給付費用	225,294	243,902
地代家賃	5,919,535	6,145,101
減価償却費	1,663,902	1,663,765
その他	11,689,366	9,793,320
販売費及び一般管理費合計	39,284,141	34,181,850
営業利益	743,582	2,070,357
営業外収益		
受取利息	28,104	25,765
仕入割引	1,533,580	1,329,798
負ののれん償却額	1,062,185	-
その他	209,466	246,968
営業外収益合計	2,833,337	1,602,532
営業外費用		
支払利息	151,584	138,382
社債利息	3,473	2,268
持分法による投資損失	-	6,146
支払手数料	92,654	26,432
その他	66,473	16,766
営業外費用合計	314,184	189,996
経常利益	3,262,734	3,482,893
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	24,847	112,038
賃貸借解約補償金	11,018	-
固定資産売却益	-	873 ²
その他	3,415	4,870
特別利益合計	39,280	117,782
特別損失		
固定資産売却損	26,811 ³	2,016 ³
固定資産除却損	117,703 ⁴	62,851 ⁴
減損損失	36,971 ⁵	308,217 ⁵
災害による損失	8,526 ⁶	-
その他	11,278	22,333
特別損失合計	201,291	395,418
税金等調整前当期純利益	3,100,723	3,205,257
法人税、住民税及び事業税	771,536	1,603,064
法人税等調整額	209,496	245,916
法人税等合計	981,033	1,357,148
少数株主損益調整前当期純利益	2,119,689	1,848,108
当期純利益	2,119,689	1,848,108

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	2,119,689	1,848,108
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	17,287	11,767
持分法適用会社に対する持分相当額	-	53
その他の包括利益合計	17,287	11,820
包括利益	2,136,977	1,859,929
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,136,977	1,859,929
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	4,323,175	4,323,175
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,323,175	4,323,175
資本剰余金		
当期首残高	4,227,970	4,294,941
当期変動額		
自己株式の処分	66,971	10,735
当期変動額合計	66,971	10,735
当期末残高	4,294,941	4,284,205
利益剰余金		
当期首残高	12,965,955	14,705,541
当期変動額		
剰余金の配当	380,103	380,913
当期純利益	2,119,689	1,848,108
当期変動額合計	1,739,586	1,467,195
当期末残高	14,705,541	16,172,737
自己株式		
当期首残高	913,292	1,043,077
当期変動額		
自己株式の取得	456,650	319
自己株式の処分	326,865	174,607
当期変動額合計	129,784	174,288
当期末残高	1,043,077	868,789
株主資本合計		
当期首残高	20,603,808	22,280,581
当期変動額		
剰余金の配当	380,103	380,913
当期純利益	2,119,689	1,848,108
自己株式の取得	456,650	319
自己株式の処分	393,837	163,871
当期変動額合計	1,676,773	1,630,747
当期末残高	22,280,581	23,911,329

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	11,873	29,161
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,287	11,820
当期変動額合計	17,287	11,820
当期末残高	29,161	40,981
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,873	29,161
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,287	11,820
当期変動額合計	17,287	11,820
当期末残高	29,161	40,981
新株予約権		
当期首残高	63,137	96,143
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33,006	40,485
当期変動額合計	33,006	40,485
当期末残高	96,143	136,628
純資産合計		
当期首残高	20,678,820	22,405,886
当期変動額		
剰余金の配当	380,103	380,913
当期純利益	2,119,689	1,848,108
自己株式の取得	456,650	319
自己株式の処分	393,837	163,871
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	50,293	52,305
当期変動額合計	1,727,066	1,683,053
当期末残高	22,405,886	24,088,940

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,100,723	3,205,257
減価償却費	1,736,115	1,732,599
減損損失	36,971	308,217
負ののれん償却額	1,062,185	-
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	5,215	14,122
退職給付引当金の増減額（ は減少）	162,560	175,636
貸倒引当金の増減額（ は減少）	5,438	4,992
ポイント引当金の増減額（ は減少）	484,411	130,356
販売商品保証引当金の増減額（ は減少）	125,633	214,056
受取利息及び受取配当金	40,434	38,955
未収入金の増減額（ は増加）	660,663	302,446
支払利息	151,584	138,382
社債利息	3,473	2,268
固定資産売却損益（ は益）	26,811	1,142
投資有価証券売却益	-	2,192
投資有価証券評価損益（ は益）	24,847	112,038
売上債権の増減額（ は増加）	1,479,476	1,179,549
たな卸資産の増減額（ は増加）	3,388,387	2,296,275
仕入債務の増減額（ は減少）	2,290,755	32,492
未払消費税等の増減額（ は減少）	3,787	91,999
前受金の増減額（ は減少）	1,163,742	187,190
その他の流動資産の増減額（ は増加）	427,730	405,489
その他の流動負債の増減額（ は減少）	60,906	132,141
小計	8,882,032	7,555,818
利息及び配当金の受取額	40,437	39,414
利息の支払額	154,476	138,777
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	3,704,031	575,767
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,063,961	8,032,222
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	13,976	624,160
有形固定資産の取得による支出	4,016,969	6,145,603
有形固定資産の売却による収入	31,964	2,398
無形固定資産の取得による支出	236,893	714,295
敷金及び保証金の差入による支出	866,883	440,243
敷金及び保証金の回収による収入	116,264	139,818
その他	63,331	16,922
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,049,826	7,799,009
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	260,132	500,000
長期借入れによる収入	4,124,000	4,800,000
長期借入金の返済による支出	2,960,460	2,682,183
社債の償還による支出	250,000	250,000
配当金の支払額	380,952	381,429
その他	69,050	136,410
財務活動によるキャッシュ・フロー	203,405	1,122,797
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	217,541	1,356,010
現金及び現金同等物の期首残高	3,541,816	3,759,357
現金及び現金同等物の期末残高	3,759,357	5,115,368

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

西日本モバイル㈱

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

㈱アベルネット

当連結会計年度において株式会社アベルネットの株式を取得したことにより同社を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なるため、同社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

a. 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。ただし、リサイクル商品(中古品)については売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～34年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

商標権 10年

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. ポイント引当金

顧客の購入実績等に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ハ. 販売商品保証引当金

販売商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎にして計上しております。

ニ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については発生年度に費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみであり、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

ハ. ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジ会計を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

発生年度から5年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ52,219千円増加しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日(公表分))

1. 概要

(1) 連結貸借対照表上の取扱い

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、税効果を調整の上、純資産の部(その他の包括利益累計額)に計上することとし、積立状況を示す額を負債(又は資産)として計上することとなります。

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書上の取扱い

数理計算上の差異及び過去勤務費用の当期発生額のうち、費用処理されない部分についてはその他の包括利益に含めて計上し、その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分についてはその他の包括利益の調整(組替調整)を行うこととなります。

2. 適用予定日

平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期末から適用

3. 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

(追加情報)

(従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」における会計処理)

当社は、平成23年8月2日開催の取締役会決議に基づき、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」を導入しております。

本プランでは、「ネックス社員持株会」(以下「当社持株会」という。)へ当社株式を譲渡していく目的で設立する「従業員持株E S O P信託口」(以下「E S O P信託口」という。)が、平成23年9月以降3年間にわたり当社持株会が取得する規模の株式を予め一括して取得し、当社持株会へ売却を行います。

当社株式の取得及び処分については、当社がE S O P信託口の債務を保証しており、当社とE S O P信託口は一体であるとする会計処理をしております。従って、E S O P信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに損益については連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書に含めて計上しております。

なお、当連結会計年度末現在の自己株式数は次のとおりであります。

自己株式数	1,537,674株
うち、当社所有自己株式数	1,365,174株
うち、E S O P信託口所有当社株式数	172,500株

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
建物及び構築物	133,625千円	408,992千円
土地	1,510,208	1,510,208
敷金及び保証金	729,811	670,941
計	2,373,646	2,590,143

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	255,004千円	371,650千円
長期借入金	1,076,649	1,225,000
計	1,331,653	1,596,650

2 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
投資有価証券(株式)	-千円	603,998千円

4 当社グループは、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行10行と貸出コミットメント契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
借入枠	14,800,000千円	14,800,000千円
借入実行残高	-	-
差引借入未実行残高	14,800,000	14,800,000

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
	574,578千円	43,155千円

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
車両運搬具	-千円	873千円
計	-	873

3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
建物及び構築物	10,444千円	1,216千円
工具、器具及び備品	45	799
土地	16,321	-
計	26,811	2,016

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
建物及び構築物	16,982千円	37,849千円
車両運搬具	40	-
工具、器具及び備品	41,978	11,557
その他	58,700	13,444
計	117,703	62,851

5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

場所	用途	種類
店舗(神奈川県、東京都、静岡県)	店舗設備	建物及び構築物、車両運搬具 工具、器具及び備品

当社グループは、原則として、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(36,971千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物16,721千円、車両運搬具368千円、工具、器具及び備品19,882千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

当連結会計年度(自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

場所	用途	種類
店舗(神奈川県、東京都、新潟県他)	店舗設備	建物及び構築物、車両運搬具 工具、器具及び備品

当社グループは、原則として、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(308,217千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物220,366千円、車両運搬具1,685千円、工具、器具及び備品86,165千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

6 災害による損失の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
建物等資産の修繕費	8,526千円	- 千円
計	8,526	-

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	27,847千円	19,137千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	27,847	19,137
税効果額	10,560	7,370
その他有価証券評価差額金	17,287	11,767
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	-	53
持分法適用会社に対する持分相当額	-	53
その他の包括利益合計	17,287	11,820

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	20,462,408	-	-	20,462,408
合計	20,462,408	-	-	20,462,408
自己株式				
当社が所有する普通株式(注) 1、2	1,697,807	216,781	493,927	1,420,661
E S O P信託口が所有する当社の 普通株式(注)1、2	-	469,500	88,600	380,900
合計	1,697,807	686,281	582,527	1,801,561

(注)1. 当社が所有する普通株式の増加株式数は、取締役会決議による自己株式の取得216,200株及び単元未満株式の買取り581株によるものであります。また、E S O P信託口が所有する当社の普通株式の増加株式数は、当社からの譲受けによるものであります。

2. 当社が所有する普通株式の減少株式数は、ストック・オプションの行使24,400株、単元未満株式の売渡し27株及びE S O P信託口への譲渡469,500株によるものであります。また、E S O P信託口が所有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度 末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	9,446	
提出会社	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	46,304	
提出会社	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権(注)	-	-	-	-	23,345	
提出会社	平成23年ストック・オプションとしての新株予約権(注)	-	-	-	-	17,047	
合計		-	-	-	-	96,143	

(注)平成22年ストック・オプションとしての新株予約権及び平成23年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月10日 取締役会	普通株式	187,646	10	平成23年3月31日	平成23年5月30日
平成23年11月1日 取締役会	普通株式	192,457	10	平成23年9月30日	平成23年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月8日 取締役会	普通株式	190,417	利益剰余金	10	平成24年3月31日	平成24年5月29日

(注)E S O P信託口が所有する当社株式については、連結貸借対照表に自己株式として表示しておりますが、当該株式は配当金の支払対象株式であります。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	20,462,408	-	-	20,462,408
合計	20,462,408	-	-	20,462,408
自己株式				
当社が所有する普通株式（注） 1、2	1,420,661	613	56,100	1,365,174
E S O P信託口が所有する当社の 普通株式（注）2	380,900	-	208,400	172,500
合計	1,801,561	613	264,500	1,537,674

（注）1．当社が所有する普通株式の増加株式数は、単元未満株式の買取り613株によるものであります。

2．当社が所有する普通株式の減少株式数は、ストック・オプションの行使56,100株によるものであります。また、E S O P信託口が所有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度 末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	7,045
提出会社	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	43,903
提出会社	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権（注）	-	-	-	-	-	35,787
提出会社	平成23年ストック・オプションとしての新株予約権（注）	-	-	-	-	-	42,981
提出会社	平成24年ストック・オプションとしての新株予約権（注）	-	-	-	-	-	6,910
合計		-	-	-	-	-	136,628

（注）平成22年ストック・オプションとしての新株予約権、平成23年ストック・オプションとしての新株予約権及び平成24年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成24年5月8日 取締役会	普通株式	190,417	10	平成24年3月31日	平成24年5月29日
平成24年11月6日 取締役会	普通株式	190,496	10	平成24年9月30日	平成24年12月6日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年5月7日 取締役会	普通株式	190,972	利益剰余金	10	平成25年3月31日	平成25年6月3日

（注）E S O P信託口が所有する当社株式については、連結貸借対照表に自己株式として表示しておりますが、当該株式は配当金の支払対象株式であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	3,823,596千円	5,180,115千円
預入期間が3か月を超える定期預金	64,239	64,746
現金及び現金同等物	3,759,357	5,115,368

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、自己資金及び金融機関からの借入により資金調達しております。デリバティブ取引は、金利変動のリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4. 会計処理基準に関する事項(4) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、「売掛金に関する規程」に従い、営業債権について、各事業部門における経理業務を所管する部署が、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的到时価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,823,596	3,823,596	-
(2) 受取手形及び売掛金	14,395,424	14,395,424	-
(3) 未収還付法人税等	809,181	809,181	-
(4) 未収入金	4,680,323	4,680,323	-
(5) 投資有価証券	514,691	514,691	-
(6) 敷金及び保証金	5,989,577	5,789,930	199,646
資産計	30,212,795	30,013,148	199,646
(1) 支払手形及び買掛金	21,234,472	21,234,472	-
(2) 短期借入金	500,000	500,000	-
(3) 未払金	3,143,639	3,143,639	-
(4) 社債（1年内償還予定のものを含む）	625,000	616,412	8,587
(5) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	7,880,852	7,908,774	27,922
負債計	33,383,964	33,403,299	19,335
デリバティブ取引	-	-	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収還付法人税等、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(6) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債（1年内償還予定のものを含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,180,115	5,180,115	-
(2) 受取手形及び売掛金	15,574,973	15,574,973	-
(3) 未収入金	4,377,877	4,377,877	-
(4) 投資有価証券	659,481	659,481	-
(5) 敷金及び保証金	6,015,217	5,802,442	212,774
資産計	31,807,664	31,594,889	212,774
(1) 支払手形及び買掛金	21,266,965	21,266,965	-
(2) 未払金	3,033,295	3,033,295	-
(3) 未払法人税等	1,446,694	1,446,694	-
(4) 社債（1年内償還予定のものを含む）	375,000	371,777	3,222
(5) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	9,998,669	10,011,034	12,365
負債計	36,120,623	36,129,767	9,143
デリバティブ取引	-	-	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債（1年内償還予定のものを含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日) (千円)	当連結会計年度 (平成25年3月31日) (千円)
非上場株式	43,522	642,234

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、前連結会計年度の「(5) 投資有価証券」及び当連結会計年度の「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,823,596	-	-	-
受取手形及び売掛金	14,395,424	-	-	-
未収還付法人税等	809,181	-	-	-
未収入金	4,680,323	-	-	-
合計	23,708,526	-	-	-

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,180,115	-	-	-
受取手形及び売掛金	15,574,973	-	-	-
未収入金	4,377,877	-	-	-
合計	25,132,966	-	-	-

4. 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	500,000	-	-	-	-	-
社債	250,000	250,000	125,000	-	-	-
長期借入金	2,472,183	2,296,309	1,132,360	820,000	680,000	480,000
合計	3,222,183	2,546,309	1,257,360	820,000	680,000	480,000

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	-	-	-	-	-	-
社債	250,000	125,000	-	-	-	-
長期借入金	3,246,309	2,082,360	1,745,000	1,530,000	745,000	650,000
合計	3,496,309	2,207,360	1,745,000	1,530,000	745,000	650,000

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	117,407	77,685	39,721
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	117,407	77,685	39,721
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	397,284	640,428	243,143
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	397,284	640,428	243,143
	合計	514,691	718,113	203,421

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 43,522千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	197,492	138,633	58,859
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	197,492	138,633	58,859
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	461,988	593,094	131,105
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	461,988	593,094	131,105
	合計	659,481	731,727	72,246

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 642,234千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却した其他有価証券

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	7,478	2,192	-
(2) 債権	-	-	-
国債・地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(2) その他	-	-	-
合計	7,478	2,192	-

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	2,550,000	530,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	3,550,000	800,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職一時金制度を採用し、退職給付会計に関する計算は、「退職給付に係る会計基準」に準拠して行っております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
イ. 退職給付債務 (千円)	1,447,926	1,626,343
ロ. 未認識過去勤務債務 (千円)	2,781	-
ハ. 退職給付引当金(イ+ロ)	1,450,707	1,626,343

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ) (千円)	225,294	243,902
イ. 勤務費用 (千円)	191,291	219,150
ロ. 利息費用 (千円)	19,205	21,718
ハ. 数理計算上の差異の費用処理額 (千円)	18,696	6,932
ニ. 過去勤務債務の費用処理額 (千円)	3,898	3,898

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1.5%	1.5%

(3) 過去勤務債務の処理年数

10年(各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

(4) 数理計算上の差異の処理年数

発生年度に費用処理しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
販売費及び一般管理費 (千円)	36,889	45,287

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
特別利益の「その他」 (千円)	2,959	2,678

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	株式会社ノジマ	株式会社ノジマ
	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 7名 当社従業員 201名	当社取締役及び執行役 14名 当社従業員 298名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 186,100株	普通株式 319,900株
付与日	平成20年9月16日	平成21年7月14日
権利確定条件	権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役または従業員であること。	権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役または従業員であること。
対象勤務期間	自 平成20年9月16日 至 平成22年8月14日	自 平成21年7月14日 至 平成23年6月22日
権利行使期間	自 平成22年8月15日 至 平成25年8月14日	自 平成23年6月23日 至 平成26年6月22日

(注) 株式数に換算しております。

会社名	株式会社ノジマ	株式会社ノジマ
	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 14名 当社従業員 511名	当社取締役及び執行役 17名 当社従業員 782名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 323,300株	普通株式 435,200株
付与日	平成22年9月14日	平成23年9月15日
権利確定条件	権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役または従業員であること。	権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役または従業員であること。
対象勤務期間	自 平成22年9月14日 至 平成25年8月6日	自 平成23年9月15日 至 平成26年8月23日
権利行使期間	自 平成25年8月7日 至 平成27年8月6日	自 平成26年8月24日 至 平成28年8月23日

(注) 株式数に換算しております。

会社名	株式会社ノジマ
	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 17名 当社従業員 935名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 479,900株
付与日	平成24年10月11日
権利確定条件	権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役または従業員であること。
対象勤務期間	自 平成24年10月11日 至 平成27年9月18日
権利行使期間	自 平成27年9月19日 至 平成29年9月18日

(注) 株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成25年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	株式会社ノジマ	
	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	249,500	337,400
権利確定	-	-
権利行使	56,100	-
失効	7,300	17,500
未行使残	186,100	319,900

会社名	株式会社ノジマ	
	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	344,100	468,500
付与	-	-
失効	20,800	33,300
権利確定	-	-
未確定残	323,300	435,200
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

会社名	株式会社ノジマ	
	平成24年 ストック・オプション	
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	500,000	-
失効	20,100	-
権利確定	-	-
未確定残	479,900	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

会社名	株式会社ノジマ	株式会社ノジマ
	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	320	664
行使時平均株価 (円)	525.51	-
付与日における公正な評価単価 (円)	37.86	137.24

会社名	株式会社ノジマ	株式会社ノジマ
	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	615	772
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	128.55	187.13

会社名	株式会社ノジマ
	平成24年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	557
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	86.40

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成24年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成24年ストック・オプション
株価変動性(注)1	40.49%
予想残存期間(注)2	3.94年
予想配当(注)3	20円/株
無リスク利率(注)4	0.14%

(注)1. 株価の将来の変動率として、予想残存期間に対応する日次ヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2. 評価日である平成24年10月11日から権利行使期間の中間点である平成28年9月19日までとしております。

3. 平成24年3月期の配当実績によっております。

4. 直近の10年国債の利回りから推定される、予想残存期間に対応する利回りであります。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産(流動)	(千円)	(千円)
未払事業税	-	130,925
商品評価損	303,485	224,350
未払事業所税	33,147	37,889
ポイント引当金	1,110,325	1,173,839
仕入割戻繰延	27,383	10,017
未払賞与	25,885	-
その他	11,119	48,230
繰延税金資産(流動)小計	1,511,347	1,625,253
評価性引当額	466,240	186,578
繰延税金資産(流動)合計	1,045,106	1,438,674
繰延税金負債(流動)		
未収事業税	33,106	-
繰延税金負債(流動)合計	33,106	-
繰延税金資産(流動)純額	1,011,999	1,438,674
繰延税金資産(固定)		
役員退職引当金否認	52,954	48,026
退職給付費用否認	519,900	580,024
投資有価証券評価損	146,004	106,141
販売商品保証引当金	732,849	805,854
減損損失	1,154,588	1,122,195
その他	238,250	238,015
繰延税金資産(固定)小計	2,844,548	2,900,259
評価性引当額	2,094,393	2,332,491
繰延税金資産(固定)合計	750,155	567,767
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	10,560	17,930
土地圧縮積立金	73,940	73,940
固定資産圧縮積立金	36,210	34,897
その他	4,270	4,721
繰延税金負債(固定)合計	124,982	131,490
繰延税金資産(固定)の純額	625,172	436,277

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.6%	38.0%
評価性引当額の増減	3.2	1.2
住民税均等割額	3.7	3.9
交際費等永久に損金不算入の項目	0.8	0.8
受取配当金等永久に益金不算入の項目	-	0.1
過年度法人税等修正額	-	0.6
負ののれん償却額	13.9	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.8	0.3
新株予約権	-	0.5
その他	0.2	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.6	42.3

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社グループでは、神奈川県及びその他の地域において、賃貸用の不動産を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は250,845千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は279,006千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高 (千円)	2,364,654	2,298,107
期中増減額 (千円)	66,546	72,012
期末残高 (千円)	2,298,107	2,226,094
期末時価	2,535,283	2,425,976

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は新規賃貸契約(49,692千円)であり、主な減少額は不動産売却(57,150千円)及び減価償却費(64,363千円)であります。当連結会計年度の主な減少額は減価償却費(60,965千円)及び減損損失(9,678千円)によるものであります。

3. 期末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて合理的に調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

当社グループは、販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高に該当する取引は無いため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高に該当する取引は無いため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当連結会計年度において、固定資産の減損損失36,971千円を計上しておりますが、当社グループは、販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当連結会計年度において、固定資産の減損損失308,217千円を計上しておりますが、当社グループは、販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当連結会計年度において、のれんの償却額32,519千円及び未償却残高31,324千円、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額1,062,185千円を計上しておりますが、当社グループは、販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当連結会計年度において、のれんの償却額21,219千円及び未償却残高10,105千円を計上しておりますが、当社グループは、販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）及び当連結会計年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	1,171円62銭	1,254円23銭
1株当たり当期純利益金額	111円81銭	96円96銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	111円02銭	96円49銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	2,119,689	1,848,108
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	2,119,689	1,848,108
期中平均株式数(千株)	18,957	19,060
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	135	91
(うち新株予約権(千株))	(135)	(91)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>第7回新株予約権(平成21年ストック・オプション) (新株予約権の数3,374個)</p> <p>第8回新株予約権(平成22年ストック・オプション) (新株予約権の数3,441個)</p> <p>第9回新株予約権(平成23年ストック・オプション) (新株予約権の数4,685個)</p> <p>なお、概要は「注記事項(ストック・オプション等関係)」に記載のとおりであります。</p>	<p>第7回新株予約権(平成21年ストック・オプション) (新株予約権の数3,199個)</p> <p>第8回新株予約権(平成22年ストック・オプション) (新株予約権の数3,233個)</p> <p>第9回新株予約権(平成23年ストック・オプション) (新株予約権の数4,352個)</p> <p>第10回新株予約権(平成24年ストック・オプション) (新株予約権の数4,799個) なお、概要は「注記事項(ストック・オプション等関係)」に記載のとおりであります。</p>

2. 前連結会計年度及び当連結会計年度において、E S O P信託口が所有する当社株式は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数及び期中平均株式数に含まれております。

(重要な後発事象)

ストック・オプション(新株予約権)の付与

当社は、平成25年6月22日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしました。

1. ストックオプション制度を導入する目的及び新株予約権を無償で発行する理由
当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、上記の目的を適切に達成するため特に払込金額無償にて発行するものといたします。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式700,000株を上限とする。
ただし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
 - (3) 新株予約権の総数
株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、7,000個を上限とする。
新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- (4) 新株予約権の発行価額
新株予約権の発行価額は無償とする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は以下のとおりとする。
新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。
なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。
当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から3年を経過した日を始期として、その後2年間とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件
- 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び消却条件
- 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 当社は、新株予約権者が上記(7)に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a.記載の資本金等増加限度額からa.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2)新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)に従って定める調整後行使価額に、上記c.に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
上記「(6)新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6)新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「(8)新株予約権の取得の事由及び消却条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の割当日
別途取締役会が定める日とする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)ノジマ	第8回無担保変動利付社債	平成21年7月31日	625,000	375,000 (250,000)	0.3	なし	平成26年7月31日
合計	-	-	625,000	375,000 (250,000)	-	-	-

(注) 1. ()内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
250,000	125,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	500,000	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	2,472,183	3,246,309	1.4	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)	5,408,669	6,752,360	1.1	平成26年～平成35年
リース債務(1年内返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	8,380,852	9,998,669	-	-

(注) 1. 平均利率は、当期末残高を基準とした加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	2,082,360	1,745,000	1,530,000	745,000

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	43,988,019	97,167,114	149,302,047	199,976,283
税金等調整前四半期(当期) 純損益金額(千円)	691,510	550,920	1,800,088	3,205,257
四半期(当期)純損益金額 (千円)	745,662	426,420	1,075,193	1,848,108
1株当たり四半期(当期)純 損益金額(円)	39.16	22.39	56.44	96.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損益金額 (円)	39.16	61.53	34.04	40.48

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,793,596	5,037,692
売掛金	14,395,424	14,746,167
商品及び製品	19,815,556	17,316,322
原材料及び貯蔵品	9,383	5,634
前払費用	513,368	523,690
繰延税金資産	1,011,999	1,431,668
短期貸付金	367	251
未収入金	4,680,323	4,580,026
未収還付法人税等	809,181	-
その他	22,158	15,886
貸倒引当金	2,300	1,310
流動資産合計	45,049,060	43,656,030
固定資産		
有形固定資産		
建物	¹ 10,545,871	¹ 12,288,169
減価償却累計額	² 5,346,418	² 5,809,952
建物(純額)	5,199,452	6,478,217
構築物	516,152	1,115,596
減価償却累計額	² 367,043	² 411,386
構築物(純額)	149,109	704,210
車両運搬具	72,040	81,558
減価償却累計額	² 50,741	² 56,531
車両運搬具(純額)	21,299	25,026
工具、器具及び備品	5,733,147	6,389,875
減価償却累計額	² 3,900,215	² 4,651,912
工具、器具及び備品(純額)	1,832,932	1,737,962
土地	¹ 4,940,444	¹ 7,993,397
建設仮勘定	262,579	86,909
有形固定資産合計	12,405,817	17,025,724
無形固定資産		
のれん	31,324	10,105
ソフトウェア	680,156	906,503
その他	9,450	9,647
無形固定資産合計	720,931	926,256
投資その他の資産		
投資有価証券	558,214	697,718
関係会社株式	30,000	640,090
出資金	610	620
破産更生債権等	22,725	21,572
長期前払費用	265,896	240,250
繰延税金資産	625,172	435,665
敷金及び保証金	¹ 5,989,577	¹ 6,015,217
保険積立金	21,720	21,720
その他	36,628	38,240
貸倒引当金	37,413	33,410
投資その他の資産合計	7,513,131	8,077,685
固定資産合計	20,639,880	26,029,665

資産合計

65,688,940

69,685,696

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	21,234,472	20,758,289
短期借入金	500,000	-
1年内返済予定の長期借入金	2,472,183	3,246,309
1年内償還予定の社債	250,000	250,000
未払金	3,143,639	3,163,431
未払法人税等	-	1,363,769
未払消費税等	319,972	204,004
未払費用	473,478	441,018
前受金	1,188,628	1,379,402
預り金	571,874	414,745
前受収益	95,745	99,349
ポイント引当金	2,962,764	3,093,121
流動負債合計	33,212,760	34,413,441
固定負債		
社債	375,000	125,000
長期借入金	5,408,669	6,752,360
販売商品保証引当金	2,025,985	2,240,041
退職給付引当金	1,450,707	1,626,343
役員退職慰労引当金	148,209	134,086
預り保証金	628,117	640,739
資産除去債務	31,282	28,713
その他	2,322	2,001
固定負債合計	10,070,293	11,549,287
負債合計	43,283,054	45,962,728
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,323,175	4,323,175
資本剰余金		
資本準備金	3,238,158	3,238,158
その他資本剰余金	1,028,825	755,461
資本剰余金合計	4,266,983	3,993,619
利益剰余金		
利益準備金	80,227	80,227
その他利益剰余金		
土地圧縮積立金	133,875	133,875
固定資産圧縮積立金	64,870	62,722
別途積立金	97,200	97,200
繰越利益剰余金	14,357,327	15,723,379
利益剰余金合計	14,733,499	16,097,404
自己株式	1,043,077	868,789
株主資本合計	22,280,581	23,545,410
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	29,161	40,928
評価・換算差額等合計	29,161	40,928
新株予約権	96,143	136,628
純資産合計	22,405,886	23,722,967
負債純資産合計	65,688,940	69,685,696

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	179,579,611	196,341,669
売上原価		
商品期首たな卸高	20,667,840	19,815,556
当期商品仕入高	145,225,478	158,236,207
合計	165,893,318	178,051,764
商品期末たな卸高	¹ 19,815,556	¹ 17,316,322
商品売上原価	146,077,762	160,735,441
売上総利益	33,501,848	35,606,227
販売費及び一般管理費		
荷造費	1,524,065	944,449
広告宣伝費	7,543,229	5,557,607
支払手数料	1,995,760	1,770,328
役員報酬	155,400	153,000
給料手当及び賞与	9,666,639	10,498,347
役員退職慰労引当金繰入額	6,249	8,809
退職給付費用	202,232	240,193
法定福利費	1,444,663	1,607,672
賃借料	260,165	178,180
地代家賃	5,015,986	6,088,538
減価償却費	1,530,325	1,663,765
水道光熱費	1,155,841	1,318,256
のれん償却額	30,900	21,219
その他	3,662,591	3,668,506
販売費及び一般管理費合計	34,194,052	33,718,875
営業利益又は営業損失()	692,203	1,887,352
営業外収益		
受取利息	27,759	25,747
受取配当金	1,212,329	13,189
仕入割引	1,533,571	1,329,798
負ののれん償却額	1,062,185	-
雑収入	182,606	232,361
営業外収益合計	4,018,452	1,601,096
営業外費用		
支払利息	135,442	138,382
社債利息	3,473	2,268
支払手数料	92,654	26,432
雑損失	66,424	16,352
営業外費用合計	297,994	183,435
経常利益	3,028,254	3,305,013

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	24,847	112,038
固定資産売却益	-	2 873
抱合せ株式消滅差益	4,533,824	-
その他	14,058	4,870
特別利益合計	4,572,729	117,782
特別損失		
固定資産売却損	3 26,811	3 2,016
固定資産除却損	4 110,076	4 62,851
減損損失	5 20,930	5 308,217
災害による損失	6 8,526	-
その他	5,133	22,333
特別損失合計	171,478	395,418
税引前当期純利益	7,429,506	3,027,376
法人税、住民税及び事業税	179,995	1,520,091
法人税等調整額	203,015	237,532
法人税等合計	383,010	1,282,558
当期純利益	7,046,495	1,744,818

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	4,323,175	4,323,175
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,323,175	4,323,175
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	3,238,158	3,238,158
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,238,158	3,238,158
その他資本剰余金		
当期首残高	961,853	1,028,825
当期変動額		
自己株式の処分	66,971	10,735
分割型の会社分割による減少	-	262,627
当期変動額合計	66,971	273,363
当期末残高	1,028,825	755,461
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	80,227	80,227
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	80,227	80,227
その他利益剰余金		
土地圧縮積立金		
当期首残高	123,796	133,875
当期変動額		
土地圧縮積立金の積立	10,079	-
当期変動額合計	10,079	-
当期末残高	133,875	133,875
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	62,128	64,870
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	4,868	-
固定資産圧縮積立金の取崩	2,127	2,147
当期変動額合計	2,741	2,147
当期末残高	64,870	62,722

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
別途積立金		
当期首残高	97,200	97,200
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	97,200	97,200
繰越利益剰余金		
当期首残高	7,703,755	14,357,327
当期変動額		
土地圧縮積立金の積立	10,079	-
固定資産圧縮積立金の積立	4,868	-
固定資産圧縮積立金の取崩	2,127	2,147
剰余金の配当	380,103	380,913
当期純利益	7,046,495	1,744,818
当期変動額合計	6,653,571	1,366,052
当期末残高	14,357,327	15,723,379
自己株式		
当期首残高	913,292	1,043,077
当期変動額		
自己株式の取得	456,650	319
自己株式の処分	326,865	174,607
当期変動額合計	129,784	174,288
当期末残高	1,043,077	868,789
株主資本合計		
当期首残高	15,677,002	22,280,581
当期変動額		
剰余金の配当	380,103	380,913
当期純利益	7,046,495	1,744,818
自己株式の取得	456,650	319
自己株式の処分	393,837	163,871
分割型の会社分割による減少	-	262,627
当期変動額合計	6,603,578	1,264,829
当期末残高	22,280,581	23,545,410

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	11,873	29,161
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,287	11,767
当期変動額合計	17,287	11,767
当期末残高	29,161	40,928
評価・換算差額等合計		
当期首残高	11,873	29,161
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,287	11,767
当期変動額合計	17,287	11,767
当期末残高	29,161	40,928
新株予約権		
当期首残高	63,137	96,143
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	33,006	40,485
当期変動額合計	33,006	40,485
当期末残高	96,143	136,628
純資産合計		
当期首残高	15,752,013	22,405,886
当期変動額		
剰余金の配当	380,103	380,913
当期純利益	7,046,495	1,744,818
自己株式の取得	456,650	319
自己株式の処分	393,837	163,871
分割型の会社分割による減少	-	262,627
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	50,293	52,252
当期変動額合計	6,653,872	1,317,081
当期末残高	22,405,886	23,722,967

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 関係会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
 - 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品
移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。ただし、リサイクル商品(中古品)については売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～34年
構築物	10～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) ポイント引当金
顧客の購入実績に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして将来使用されると見込まれる額を計上しております。
 - (3) 販売商品保証引当金
販売商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎にして計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、発生年度に費用処理しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
5. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみであり、特例処理を採用しております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段...金利スワップ
ヘッジ対象...借入金
 - (3) ヘッジ方針
金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジ会計を行っております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。
 - (2) 負ののれんの償却方法
5年間で均等償却しております。
 - (3) のれんの償却方法
5年間で均等償却しております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 52,219千円増加しております。

(追加情報)

(従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」における会計処理)

当社は、平成23年8月2日開催の取締役会決議に基づき、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」を導入しております。

本プランでは、「ネックス社員持株会」(以下「当社持株会」という。)へ当社株式を譲渡していく目的で設立する「従業員持株E S O P信託口」(以下「E S O P信託口」という。)が、平成23年9月以降3年間にわたり当社持株会が取得する規模の株式を予め一括して取得し、当社持株会へ売却を行います。

当社株式の取得及び処分については、当社がE S O P信託口の債務を保証しており、当社とE S O P信託口は一体であるとする会計処理をしております。従って、E S O P信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに損益については貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

なお、当事業年度末現在の自己株式数は次のとおりであります。

自己株式数	1,537,674株
うち、当社所有自己株式数	1,365,174株
うち、E S O P信託口所有当社株式数	172,500株

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	133,625千円	408,992千円
土地	1,510,208	1,510,208
敷金及び保証金	729,811	670,941
計	2,373,646	2,590,143

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	255,004千円	371,650千円
長期借入金	1,076,649	1,225,000
計	1,331,653	1,596,650

2 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3 当社は、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行10行と貸出コミットメント契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
借入枠	14,800,000千円	14,800,000千円
借入実行残高	-	-
差引借入未実行残高	14,800,000	14,800,000

(損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	557,635千円	43,239千円

- 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
車両運搬具	- 千円	873千円
計	-	873

- 3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	10,267千円	1,216千円
構築物	176	-
工具、器具及び備品	45	799
土地	16,321	-
計	26,811	2,016

- 4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	11,533千円	37,735千円
構築物	1,016	113
車両運搬具	40	-
工具、器具及び備品	38,785	11,557
ソフトウェア	-	-
その他	58,700	13,444
計	110,076	62,851

5 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

場所	用途	種類
店舗(神奈川県、東京都)	店舗設備	建物、構築物、車両運搬具、 工具、器具及び備品

当社は、原則として、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(20,930千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物10,079千円、構築物907千円、車両運搬具368千円及び工具、器具及び備品9,576千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

場所	用途	種類
店舗(神奈川県、東京都、新潟県)	店舗設備	建物、構築物、車両運搬具、 工具、器具及び備品

当社は、原則として、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(308,217千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物212,795千円、構築物7,570千円、車両運搬具1,685千円及び工具、器具及び備品86,165千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

6 災害による損失の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物等資産の修繕費	8,526千円	- 千円
計	8,526	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
当社が所有する普通株式(注) 1、2	1,697,807	216,781	493,927	1,420,661
E S O P信託口が所有する当社の 普通株式(注)1、2	-	469,500	88,600	380,900
合計	1,697,807	686,281	582,527	1,801,561

(注)1. 当社が所有する普通株式の増加株式数は、取締役会決議による自己株式の取得216,200株及び単元未満株式の買取り581株によるものであります。また、E S O P信託口が所有する当社の普通株式の増加株式数は、当社からの譲受けによるものであります。

2. 当社が所有する普通株式の減少株式数は、ストック・オプションの行使24,400株、単元未満株式の売渡し27株及びE S O P信託口への譲渡469,500株によるものであります。また、E S O P信託口が所有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
当社が所有する普通株式(注) 1、2	1,420,661	613	56,100	1,365,174
E S O P信託口が所有する当社の 普通株式(注)2	380,900	-	208,400	172,500
合計	1,801,561	613	264,500	1,537,674

(注)1. 当社が所有する普通株式の増加株式数は、単元未満株式の買取り613株によるものであります。

2. 当社が所有する普通株式の減少株式数は、ストック・オプションの行使56,100株によるものであります。また、E S O P信託口が所有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式30,000千円及び関連会社株式610,090千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式30,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産(流動)	(千円)	(千円)
未払事業税	-	123,919
商品評価損	303,485	224,350
未払事業所税	33,147	37,889
ポイント引当金	1,110,325	1,173,839
仕入割戻繰延	27,383	10,017
未払賞与	25,885	-
その他	11,119	48,230
繰延税金資産(流動)小計	1,511,347	1,618,247
評価性引当額	466,240	186,578
繰延税金資産(流動)合計	1,045,106	1,431,668
繰延税金負債(流動)		
未収事業税	33,106	-
繰延税金負債(流動)合計	33,106	-
繰延税金資産(流動)純額	1,011,999	1,431,668
繰延税金資産(固定)		
役員退職引当金否認	52,954	48,026
退職給付費用否認	519,900	580,024
投資有価証券評価損	146,004	106,141
販売商品保証引当金	732,849	805,854
減損損失	1,154,588	1,122,195
その他	238,250	236,637
繰延税金資産(固定)小計	2,844,548	2,898,881
評価性引当額	2,094,393	2,331,725
繰延税金資産(固定)合計	750,155	567,155
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	10,560	17,930
土地圧縮積立金	73,940	73,940
固定資産圧縮積立金	36,210	34,897
その他	4,270	4,721
繰延税金負債(固定)合計	124,982	131,490
繰延税金資産(固定)の純額	625,172	435,665

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.6%	38.0%
評価性引当額の増減	1.3	1.3
住民税均等割額	1.4	4.0
交際費等永久に損金不算入の項目	0.3	0.9
受取配当金等永久に益金不算入の項目	6.6	0.1
過年度法人税等修正額	-	0.6
負ののれん償却額	5.8	-
子会社との吸収合併による影響額	24.8	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.6	0.4
新株予約権	-	0.6
その他	0.2	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.2	42.4

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	1,171円62銭	1,235円07銭
1株当たり当期純利益金額	371円69銭	91円54銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	369円05銭	91円10銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおり

りであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	7,046,495	1,744,818
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	7,046,495	1,744,818
期中平均株式数(千株)	18,957	19,060
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	135	91
(うち新株予約権(千株))	(135)	(91)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>第7回新株予約権(平成21年ストック・オプション) (新株予約権の数3,374個)</p> <p>第8回新株予約権(平成22年ストック・オプション) (新株予約権の数3,441個)</p> <p>第9回新株予約権(平成23年ストック・オプション) (新株予約権の数4,685個)</p> <p>なお、概要は「連結財務諸表注記事項(ストック・オプション等関係)」に記載のとおりであります。</p>	<p>第7回新株予約権(平成21年ストック・オプション) (新株予約権の数3,199個)</p> <p>第8回新株予約権(平成22年ストック・オプション) (新株予約権の数3,233個)</p> <p>第9回新株予約権(平成23年ストック・オプション) (新株予約権の数4,352個)</p> <p>第10回新株予約権(平成24年ストック・オプション) (新株予約権の数4,799個)</p> <p>なお、概要は「連結財務諸表注記事項(ストック・オプション等関係)」に記載のとおりであります。</p>

2. 前事業年度及び当事業年度において、ESOP信託口が所有する当社株式は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数及び期中平均株式数に含まれております。

(重要な後発事象)

ストック・オプション(新株予約権)の付与

当社は、平成25年6月22日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしました。

1. ストックオプション制度を導入する目的及び新株予約権を無償で発行する理由
当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、上記の目的を適切に達成するため特に払込金額無償にて発行するものといたします。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式700,000株を上限とする。
ただし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
 - (3) 新株予約権の総数
株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、7,000個を上限とする。
新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- (4) 新株予約権の発行価額
新株予約権の発行価額は無償とする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は以下のとおりとする。
新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。
なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。
当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から3年を経過した日を始期として、その後2年間とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件
- 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び消却条件
- 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 当社は、新株予約権者が上記(7)に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a.記載の資本金等増加限度額からa.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2)新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)に従って定める調整後行使価額に、上記c.に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
上記「(6)新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6)新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「(8)新株予約権の取得の事由及び消却条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の割当日
別途取締役会が定める日とする。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		投資有価 証券	その他有価 証券	(株)第四銀行
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	288,100	160,759
		(株)ピーシーデポコーポレーション	2,000	44,960
		(株)丸井グループ	46,000	44,850
		丸三証券(株)	61,700	43,128
		(株)TOKAIホールディングス	91,080	29,692
		エレコム(株)	20,000	27,400
		(株)横浜銀行	50,000	27,250
		ダイニチ工業(株)	29,300	23,879
		(株)エフエムラジオ新潟	352	18,304
		その他14銘柄	86,997	64,758
		計	1,229,529	697,718

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額及び減損損失累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	10,545,871	2,107,970	365,672	12,288,169	5,809,952	780,724 (212,795)	6,478,217
構築物	516,152	613,977	14,533	1,115,596	411,386	58,327 (7,570)	704,210
車両運搬具	72,040	16,118	6,601	81,558	56,531	11,152 (1,685)	25,026
工具、器具及び備品	5,733,147	831,914	175,187	6,389,875	4,651,912	914,526 (86,165)	1,737,962
土地	4,940,444	3,052,953	-	7,993,397	-	-	7,993,397
建設仮勘定	262,579	2,384,657	2,560,327	86,909	-	-	86,909
有形固定資産計	22,070,236	9,007,591	3,122,321	27,955,506	10,929,782	1,764,731 (308,217)	17,025,724
無形固定資産							
のれん	135,428	-	-	135,428	125,323	21,219	10,105
ソフトウェア	1,302,048	424,038	5,381	1,720,704	814,201	197,690	906,503
その他	9,611	425	-	10,037	389	228	9,647
無形固定資産計	1,447,088	424,464	5,381	1,866,170	939,914	219,138	926,256
長期前払費用	492,722	23,315	1,209	514,828	274,577	34,539	240,250

(注) 1. 「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 有形固定資産の当期増加のうち、主な内容は次のとおりであります。

厚木本店 新規出店設備 建物 601,294千円
野比店 新規出店設備 建物 401,008千円
厚木本店 新規出店設備 工具、器具及び備品 85,621千円
府中四谷 新規出店設備 工具、器具及び備品 78,048千円
野比店 新規出店費用 建設仮勘定 625,995千円
厚木本店 新規出店費用 建設仮勘定 598,956千円
横須賀平成町 店舗用地新規取得 土地 3,052,953千円

3. 有形固定資産の当期減少のうち、主な内容は次のとおりであります。

厚木本店 新規出店費用 建設仮勘定 855,460千円
野比店 新店出店費用 建設仮勘定 627,328千円

4. 無形固定資産の当期増加のうち、主な内容は次のとおりであります。

本部 新基幹システム二次改修 ソフトウェア 248,640千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	39,713	1,310	507	5,795	34,720
ポイント引当金	2,962,764	5,669,761	5,209,984	329,420	3,093,121
販売商品保証引当金	2,025,985	379,816	55,127	110,632	2,240,041
役員退職慰労引当金	148,209	8,810	4,943	17,989	134,086

- (注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収による取崩額であります。
 2. ポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、失効による取崩額であります。
 3. 販売商品保証引当金の「当期減少額(その他)」は、失効による取崩額であります。
 4. 役員退職慰労引当金の「当期減少額(その他)」は、報酬額変更による取崩額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産の部

1) 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	243,531
銀行預金	
当座預金	19,036
普通預金	4,688,218
定期預金	64,746
別段預金	22,158
小計	4,794,160
合計	5,037,692

2) 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	5,560,777
KDDI(株)	2,560,270
ソフトバンクモバイル(株)	1,550,218
三菱UFJニコス(株)	902,735
(株)ジェーシーピー	784,201
その他	3,387,964
合計	14,746,167

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A)+(D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	2 (B)
					365
14,395,424	147,179,031	146,828,288	14,746,167	90.9	36.1

3) 商品及び製品

品目	金額(千円)
家電品	4,071,171
通信・OA機器	3,306,513
パソコン	2,647,332
コンピュータ関連商品	1,707,850
テレビ	1,620,778
ビデオ	1,384,769
季節品	1,108,945
オーディオ	1,057,630
オーディオ・ビジュアル関連商品	320,408
その他	90,920
合計	17,316,322

4) 原材料及び貯蔵品

項目	金額(千円)
制服	3,715
販促用備品	1,723
その他	196
合計	5,634

5) 未収入金

相手先	金額(千円)
パナソニックコンシューマーマーケティング(株)	527,433
イオンリテール(株)	345,974
日立コンシューマ・マーケティング(株)	345,879
ダイキン・コンシューマ・マーケティング(株)	286,931
ソニーマーケティング(株)	251,448
その他	2,822,359
合計	4,580,026

6) 敷金及び保証金

項目	金額(千円)
店舗敷金及び保証金	4,650,704
店舗建設協力金	1,364,513
合計	6,015,217

負債の部

1) 買掛金

相手先	金額(千円)
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	3,691,512
パナソニックコンシューマーマーケティング(株)	1,969,973
KDDI(株)	1,998,539
ソフトバンクモバイル(株)	1,232,626
日立コンシューマ・マーケティング(株)	1,173,472
その他	10,692,165
合計	20,758,289

2) 未払金

区分	金額(千円)
給与手当	1,192,114
安藤建設(株)	249,007
(株)日立製作所	200,709
西日本モバイル(株)	163,441
(株)朝日オリコミ	157,174
その他	1,200,984
合計	3,163,431

3) 長期借入金

借入先	金額(千円)
(株)三菱東京UFJ銀行	2,798,360
(株)横浜銀行	1,495,000
(株)みずほ銀行	1,270,000
(株)三井住友銀行	960,000
(株)第四銀行	175,000
三菱UFJ信託銀行(株)	54,000
合計	6,752,360

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	決算期の翌日から3ヵ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所 買取買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によること ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://www.nojima.co.jp/ir
株主に対する特典	株主優待割引券 3月31日及び9月30日現在の議決権を有する株主に対し、それぞれ 「株主優待割引券」を贈呈 割引額 20,000円 100株以上 500株未満 50,000円 500株以上 2,000株未満 100,000円 2,000株以上 割引方法 税別お買上金額の10%を限度額とし、店頭にて「株主 優待割引券」を利用する。 有効期限 3月31日現在株主 翌年1月31日 9月30日現在株主 翌年7月31日

(注) 当社の定めにより、単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求することができる権利(株主の有する当社の単元未満株式の数と併せて単元株数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる権利)

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第50期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年6月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第51期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月10日関東財務局長に提出

（第51期第2四半期）（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月9日関東財務局長に提出

（第51期第3四半期）（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成24年6月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成24年9月18日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年4月9日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成24年9月27日関東財務局長に提出

事業年度（第47期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

平成24年9月27日関東財務局長に提出

事業年度（第48期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

平成24年9月27日関東財務局長に提出

事業年度（第49期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

平成24年9月27日関東財務局長に提出

事業年度（第50期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

平成25年4月17日関東財務局長に提出

事業年度（第50期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

平成24年10月11日関東財務局長に提出

平成24年9月18日提出の臨時報告書（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月22日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉本 茂次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三富 康史 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ノジマの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ノジマが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月22日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉本 茂次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三富 康史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。